
平成29年第2回大和町議会定例会会議録

平成29年3月1日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君		
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（1名）

13番 堀籠英雄君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三和子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子育て支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
主 任	本 木 祐 二		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

それでは、皆さん、おはようございます。

まだ時間前でございますけど、皆さんおそろいですので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番堀籠日出子さん及び16番大須賀 啓君を指名します。

日程第2「議案第2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

1点だけ質問あります。

昨日執行部のほうから対策ということで全員協議会で説明ありましたけれども、これで大丈夫だというような対策だと私は感じておりますが、その中で1点気になるところは、原因がはっきりして対策というのができるかと思うんですけれども、新聞紙上の原因と今回発生した原因というのが、ちょっと食い違う点がある。新聞紙上ですと国・県の全額補助事業であるため、そういった議会の議決を必要としないという認識だったというような文面だったと思いますけれども、それと今回の原因が食い違っ

ているとは思うんですけども、私の認識不足じゃなければそうだったと思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの千坂議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

確かに、2月18日土曜日の河北新報の記事の中では、町総務課のコメントといたしまして、いずれも県や国の全額補助事業で議決が必要ないと考えた解釈の誤りだったというような記事の掲載がされているところでございます。

原因につきましては、昨日全員協議会の中でご説明をさせていただきましたとおりの原因でございます。取材を受けている中でも、きのうご説明しました「欠如していた」の部分も含めまして取材のほうに応じさせていただきましたが、その中で、その事業については県や国の全額の補助事業であり、その中での解釈の誤りもあったかもしれないというようなコメントは、コメントといたしますか、取材は発言をさせていただいたところでございますが、そのほかにももちろんおのおの担当者の意識の欠如とかもあったという部分も述べておるところでございます。ここに記載されているものというだけの理由ではないというふうな認識でおりました。

ただ、取材を受けている中でこのような記事が記載され、このような形で掲載がされましたことは記事を受ける中、取材を受ける中で誤解を招くような部分もあったのかというふうには反省をしているところでございます。

いずれにしましても、原因につきましては、昨日ご説明させていただいたとおりでございます。重ねておわびを申し上げまして、再発の防止に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま総務課長のほうから答弁ありましたけれども、やはりその中では国・県の

補助事業ということの認識もあったという発言をしてるならば、そのところがもし原因であるならば、今回の対策の効果というのではないと認識しています。やはり一部ではそういうものもあったということは事実という答弁だったと思いますけど、その対策は、まあ研修すればいいのかもしれないかもしれませんが、やはりその辺の認識違いというものでないならば、その辺のガードのかけ方も必要かなという認識でいるんですけども、どのように感じておりますか。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

国・県の補助事業あるいは町の単独事業にかかわらず、昨日の起工伺いあるいは指名委員会の中での案件としてかかってまいるわけでございますので、その中ではチェック体制はかかるものというふうには認識しておりますが、今後におきましては、当然補助事業、単独事業にかかわらず各担当課でおきまして精査をいたしまして、このようなことがないように努めていくというふうにご考えておるところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

昨日の説明を受けまして、この中身の議論をちょっとさせていただきたいと思ひます。

今回の入札でありますけれども、極めて業界の狭い、なかなか予定価格を設定するには難しい案件であったのではないのかなと思ひますが、予定価格の2,036万円ですが、これどのように算定をされたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

予定価格は町長のほうでやるんですけども、見積もり徴取をいたしまして見積もり額を提示しております。それに基づいて予定価格を入れさせていただいております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

結果的に入札参加者が1社でありましたけれども、今見積もり価格をもとに予定価格を設定されたというお話でありましたが、ホシザキ東北さんからの見積もりであったのか、それとも他社さんからの見積もりをベースとされたのかお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

県のほうの事業費がありまして、幾らかの業者さんにお話はしたんですけども、最終的には全部だめでございます、最終的にはホシザキさん1社の見積もり額になったのが事実でございます。

議 長 （馬場久雄君）

9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

落札率というところで見ると、97.25%で比較的100%に近いような率でありましたけれども、公正な入札であったという理解でいいのかですね、再度確認をさせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

お答えいたします。

見積もりは最終的には1社だったんですけれども、関係上1社だけの見積もりしか上がってこなかったものですから、一般競争入札ということで、広く業者さん誰でもいいように参加させるような形で入札を行った次第でございます。以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第3号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業
契約について」

議長 （馬場久雄君）

日程第3、議案第3号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第4号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業
契約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第4号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

この契約に関して、ちょっとお伺いをしたいと思います。

先ほど議決しました3号議案のシステムと、これ関連する内容であるというふうな理解でまっておりますが、そうした場合、制度改正に伴って上乗せ分を、別に随意契約で契約をされてるにもかかわらず、今回の4号議案のほうで計画内の納期期限での納入が困難になったものということで、納期の延長をするという意味での契約し直しであれば理解ができるんですが、金額増加になった部分がどういう理由であったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、お答えいたします。

今回の変更につきましては、27年の4月から新しい制度ができる、それに対応するものでございまして、その中で当然各自治体のほうに問いかけて国のほうで精査した中で、新たな追加事項ができたものですから、そのシステムの中身の分での増額があ

ったものですから、当然3月までの工期に、その改修に間に合わなかったと。ですから中身が変更、ふえたことによって金額もふえて、また納期もふえたというような内容でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

済みません。こちらの契約者を、まずちょっと確認をしたいんですが、同じ日本事務器株式会社東北支社さんということによろしいのかということ、今のお話でシステム変更中に制度改正があつて上乘せになつてる部分がありますが、その部分が重複されてる部分で二度払いされてることがないのかどうかですね、再度お聞かせをいただきたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

お答えいたします。

契約書は日本事務器、変更ですので同じ事業者ということです。ただ、中身につきましては、新たな追加事項ができたということでございますので、項目的なものが上乘せ、追加部分がふえたということです、それで増額になつたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

ほかに質疑はありませんか。ございませんね。ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第5号 大和町出産祝品支給条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第5、議案第5号 大和町出産祝品支給条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。5番槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

私から確認の意味も込めて質問したいと思います。

説明の中で双子とか三つ子の話はしませんでした。双子の場合はかぶらないように2種類なりも複数パターンを用意しますよという話もされたと思うんですけども、例えば年子の場合とかもございます。あと中には最初の子ですと各親戚からいろんなものを贈られると。特に昔でいうと積み木とかそういうのもあったんですけど、絵本も多いことがあると思うんで、ダブる場合もあるかと思うんです。その場合なんですけども、保健福祉課のほう、町のほうとしましては、やっぱり何種類か用意して希望がとれるようにするっていうのも一つだと思うんです。それか、あと初めからもう決まったものを贈って、もしダブッてればほかのに取りかえますよとか、そういうやり方があるかと思うんですけども、その辺はどのように考えてるのか、その辺だけお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉委員課長 （千葉喜一君）

それでは、槻田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ことしの4月から新たに始めさせていただく事業でござりますので、基本的にはことし、今現在どういった絵本贈呈させていただくか選定している最中ではござりますけども、とりあえずことし1年目につきましては双子等、双子以上のお子さんが生まれた場合については、何種類かのパターンを用意させていただく考えではござ

いますけども、次年度以降につきましたら、当然前の年に生まれたお子さんと次の年に生まれたお子さんがかぶらないような形で、次年度については、また新たな形で選定をしたいと考えておるところでございます。

それで、ほかの親戚の方々からとかのお祝い等々ほかでも絵本考えられるところではございますけども、とりあえず今現在いろいろ選定させていただいてるところではございますけども、ことし新たにスタートする事業でございますので、ことしは双子等の場合かぶらないようにするような考えで、あと次年度以降については、また新たな絵本を選定して贈呈していきたい事業と思って考えておるところでございます。お願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

5 番 槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

わかりました。中には双子の場合ですとまるっきり同じものを用意しないとけんかするという家庭もございますので、その辺柔軟な対応だけとってもらえれば、中にはやっぱり同じものを2つ持ってないとだめだという子供さんもおります。そういう家庭もございますので、その辺やっぱり柔軟な対応をとって保護者の意見を聞きながらやってもらえればありがたいかと思っておりますので、その辺だけ、もう一度答弁お願いします。

議長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉委員課長 （千葉喜一君）

大変ありがとうございます。今うちらほうで考えるのはある程度物心ついてくると、これは自分のものだよという独占力もついてくる年齢にもなるかと思っておりますので、逆に同じものだと、もちろん贈られた保護者さんの部分もあると思うんですけども、お子さんがどうしてもこれは自分のものだってなったときに同じものだとあれなものですから、双子の場合だと逆に別な種類のセットを贈呈させていただこうかなと思ってはおりましたので、その辺についてはこれから今選定作業を進めているところではございますけども、参考とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
よろしいですか。（「はい」の声あり）
9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）
槻田議員のお話にかぶる部分がありますけれども、あくまでも条例上は出産祝品ということで、幅広い商品を限定していない形での条例化でありますので、槻田議員が先ほどもお話しされたとおり、ある程度柔軟な対応をしながら実際にいただく方に本当に喜んでいただけるような品ぞろえにさせていただきたいなというふうに思いますけれども、説明資料にあった、この内容をこのまま要綱として定めるお考えであるのか、ある程度柔軟性をもたせる部分残されてはいかかかなと思いますが、お聞きをしたいと思います。この説明資料の関係ですね。

議 長 （馬場久雄君）
保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉委員課長 （千葉喜一君）

それでは、浅野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。
新たにスタートする事業ということでございますので、本につきましても人気の本でありますと1冊当たり四、五千元からする本もございますので、条例ではあくまでも金額を定めさせていただきまして、あとは詳細の金額等とか贈る品目等については、規則のほうで定めさせていただいて、対応させていただきたいと思って考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）
9 番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）
昨日の説明資料がそのままあれですね、そういった意味では要綱なりになるという理解ではないということではよろしいのかということ、最後にですね、柔軟なご対応をぜひしていただければというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉委員課長 （千葉喜一君）

大変申しわけありません。明確なお答えにならなくて申しわけありませんでした。

とりあえず新たにスタートする事業としまして今年度は絵本を考えさせていただいて、今現在四、五カ月健診すくすく健診のときにもこういった読み聞かせの事業を実施しているところではございますけども、さらにそういった機会でこういったお子さんが小さいうちから本に接する機会をつくっていきたいと思っておりますので、要綱等についても、今回この資料で説明させていただいた部分で進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第6号 大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第6、議案第6号 大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ございませんね。はい。ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第7号 大和町個人情報保護条例等の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第7号 大和町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を議題と
します。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第8号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第8号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第9号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第9、議案第9号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第10号 大和町税条例等の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第10、議案第10号 大和町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第11号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第11号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第12号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第12号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第13号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第13号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第14号 大和町吉岡コミュニティセンター設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第14号 大和町吉岡コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

1点だけお伺いをいたします。

時間区分についてですが、時間区分が今回変更になって午前・午後・夜と切れ間のない時間設定になりました。なっています。これまではどうかというと、お昼は1時間、それから夕方は30分ですかね、時間があいていたと思います。住民の方は、これになれていらっしゃる。どういうことが起きるかということ、ぎりぎりまで使って、あとあいた時間に片づけをすとか、それから前の方、午後の方は少し早目に来て準備をして使い始める、そういったことに多少はなれていらっしゃる方もいらっしゃると思います。ところが今度は切れ間がないわけですから、後かたづけをして、午前なら午前の12時までには、1時だったですかね、1時まで完全にあける。それから、使い始める方は1時になってから入って鍵をあけて使い始める、このようになるかと思うんですが、この辺の住民の方に対する説明、これはどのように求めていくのか、あるいはどのように予期をされているのか、この辺をお伺いをします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

渡辺議員さんのご質問にお答えをいたします。

確かにご指摘あるとおりがりぎりまで使われて次の、例えば改正案であれば1時までぎっちゃ使われて、次の1時から使用する方々に迷惑がかかる例も場合によっては出てくるかと懸念があるところがございますので、あらかじめ申請ということになっておりますので、ご可決賜りましたら3月早々に各施設において、あらかじめ申請の段階でご説明申し上げて、使用料の改定も含めまして周知をさせていただいて、ご協力をさせていただいて、午後1時で全て完了して退室していただく。次にお使いの方は、今度ルールが変わりまして1時になりましたら入っていただいて使っていただくような時間体制になりましたということ、周知を徹底してまいりたいと、そしてご理解を賜りたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。（「はい、了解」の声あり）はい。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第15号 大和町吉田コミュニティセンター設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第15号 大和町吉田コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第16号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第16号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第17号 大和町町民研修センター設置条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第17、議案第17号 大和町町民研修センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第18号 大和町鶴巣防災センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第18、議案第18号 大和町鶴巣防災センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。17番中川久男君。

17番（中川久男君）

関連するそのものですから、14号、15号、16号、17号、18号、この辺の使用料の中で冷暖房の料金が設定されてますよね。その辺で全部の施設なんですけども、もし9時から使うということになれば、やはり皆さんが来て温まるまでにお昼に帰っちゃう

んだよね。昼までに。その辺の町としての対応はいかがなもののかなど。冷房であれば、夏場であれば、9時に使うのであれば、少し30分ぐらい前に管理者が使ってで、そして1時間100円とがって取るわけですよ。ただ、1台当たりとか、あとこの鶴巣防災センターの場合だと暖房器具1台当たり620円というふうな、この辺もう少し利用のしやすい対応は、町で考えておらっしゃるのか、その辺を聞いておきたいと思っています。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、中川議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

関連する条例全てでございますけれども、施設によりまして管理人もしくは管理をお願いしている方々がおる施設とそうでない施設もございます。夏場もしくは冬場の事前の暖房なり冷房の運用につきましては、管理人等の運用も含めましてご不便をかけるような形で運用してまいりたいと。条例上の規定は、ここでは規定はできませんけれども、規則なり運用の要綱のほうで減免とかなんかを定めているものがございしますので、そちらのほうで厳冬期もしくは真夏の猛暑の時期については、運用を図ってまいりたいと考えております。

なお、鶴巣防災センターの暖房機につきましては、一番大きい部屋が複数台数ついているものですから部屋ごとに定めることができないために、1台当たりという規定をさせていただいてるものでございます。ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

17番中川久男君。

1 7 番 (中川久男君)

ぜひ利用者の立場になった態勢で、ひとつ前向きに進めていただきたいと思います。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第18号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第19号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第19、議案第19号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第19号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第20号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第20、議案第20号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第21号 平成28年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第21、議案第21号 平成28年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

事項別明細書の8ページ、2款1項6目の企画費の中の高等学校通学費助成事業費1,100万の減額補正でございますが、当初予算で1,500万の事業だったと思いますが、実績より減額補正のほうが多くなった理由を聞かせていただきたいんですが。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

高等学校通学応援助成事業費でございます。当初1,500万の予算措置をいたしてお

りました。この考え方につきましては、1学年50人程度が富谷市あるいは仙台市方面に通学、公共交通機関を使って通学してのではないかという予想の中で50人、3学年で150人、一人頭年間春休み、冬休みは利用しないものとして10カ月相当、一人10万円という見込みの中で1,500万という予算措置をしたところでございます。

それで、制度をPRしながら申請の受け付けをし、四半期ごとに助成金の交付を行ってまいりましたが、12月末までの実績を見ますと交付した人員につきましては、高校1年生が30名、高校2年生が18名、高校3年生も18名、実人員で66名にとどまっているという状況でございます、それらの実績の中から1,100万の減額補正をお願いをするところでございます。

その年度によって、仙台市方面への通学者の人数というのは大きく変わってる状況もでございます。なかなかどのくらいの方が公共交通機関を利用して高等学校に通っているのかといったところの把握が難しい状況でございました。利用人数が少ない実績になってございますので、家族の方が泉中央なり仙台方面なり、そういった家族の方の送迎を行ってる件数が結構多いのだろうなというふうに思っております。以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

8番千坂裕春君。

8番 （千坂裕春君）

制度はすごいいい制度だと私も思ってるんですが、いかんせんこの制度を利用するためにはバスターミナルまで来なくちゃいけない、またはバスターミナルから仙台方面に行くバスの多様性がない中の結果じゃないかという認識で思ってるんですが、私のほうは。課長のほうは年度ごとによって仙台方面に通う人数も違ってくるといふ答弁でしたけれども、私はそういった原因じゃないと感じておるんですけれども、私が今言ったようにバスターミナルまで来る足、またはそこから行くものの多様性がない中でというような意見というのは町の中ではなかったか、お聞かせください。

議長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

泉中央に向かうバスはバスターミナルから出てございます。その通学のバスを利用するとなると、そのバスターミナルまで来る必要がございますが、吉岡まで送ってくる時間を考えれば、例えば泉中央まで送ってもそれほど時間的に違いがないと、そういったような考え方から直接家族の方が泉中央なり何なり、そこまで送迎してる例が多いのではないかとこのように考えてございます。以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。5番槻田雅之君。

5番（槻田雅之君）

私からは、3点質問させていただきます。

最初に、ページでいいますと6ページ、21款の1目の納付金で給食費納付金731万9,000円出ております。歳出のところを見ますと賄い費のほうも、20ページの賄い費のほうでも1,381万出ておりますので、多分最初の見積もりの差異かとは思いますが、その差異の、その差異の内容ですか、どのくらいの数見積もって、このくらいの差異が出たのか。あとは、給食費の未納の方があるのかなのか、その辺の内訳をちょっと教えていただきたいのが1点。

2点目といたしまして、ページでいうと8ページ、2款4目の庁舎管理費、説明の中でサーバー室の空調故障という話、ちょっと私お聞きしたと思うんですけども、実際空調が何台あって何台故障されたのかという件と、実際空調のどの場所、多分モーター部分かなんなのかわかりませんが、どこの部分が壊れたのか。また、その故障したことによってサーバーに被害があったのかの被害状況。あとは空調、機材入れた場合に多分損害賠償とか保険入ってるかと思うんですけども、その辺の内容についてももう少し詳しくお聞かせください。以上が2点目。

3点目としまして、19ページ、3目の文化財保護費、負担金補助及び交付金で文化財等保存会について、2団体ほど休止しましたよというお話しされたと思うんですけども、その休止した団体と、その理由についてもお聞かせください。

以上、3点お願いします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

それでは、ただいまの槻田議員の給食費のご質問があったかと思しますので、回答したいと思います。

まず、歳入の給食費の減額についてにつきましては、給食回数の減、例えばインフル、インフルエンザとか急性胃腸炎だとかっていうところで急に給食がとまったというときの減とか、それから人数による変更によって、その人数が何人というのは、ここで資料がないのでお答えできないんですけども、そういう理由で減額をさせていただきます。

それから、先ほど未納はあるかっていうことについてなんですけれども、確かに未納はございます。過年度分については大体60%ぐらいは回収、今のところ、ただちょっと件数的には今ちょっと持ち合わせないので、ただ未納はありますということになります。

それから、賄い材料のお話も、減額してたかと思うんですけども、それについては3月までの、このぐらいかかるというところで精査しまして減額したところになります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

槻田議員のご質問にお答えをいたします。

サーバー室の空調機であります、天井備えつけのものが2台、大型のものが設置してございます。故障といいますか、障害の状況でございますが、空調機の故障というよりは庁舎の原因外の状態で夜間に瞬間的な電源の遮断がございました。守衛も気づかないような状態の遮断でございます。コンマ何秒という状況なんですけれども、サーバーそのものについては無停電電源というバッテリーでホショウするものがございますので、サーバーそのものは動作しておったんですが、空調機のほうがコンマ何秒の瞬断で切れてしまったという状態になって、守衛がその状態に気づかないままに逆に温度が下げられない状態になりましたので、サーバーグンのほうで高温障害が出て、安全をもって自動的にシャットダウンしたと。それで起動まで大分時間を要

したということがございました。

それで第一の対策といたしましては、瞬断が起きた際に警報を鳴らす放置が市販されておりましたので、それにつきましては庁舎全体でどこで瞬断が起きてもということで守衛室に設置をしたところがございますが、逆に温度そのものを監視する必要があるだろうということで、サーバー室に温度と湿度を自動的に関知しまして、設定した値よりも外れた場合に警報音、ランプをつけましてサーバー室と守衛室で警報ランプをつけると同時にサーバー室の担当職員なり指定した職員の携帯電話のほうに自動的にメールで異常状態を発信し、直ちに駆けつけられるような状態のものを今回設置をしたいと考えたものでございます。

故障というよりは、障害はこちらの状況に起因したものではない、瞬間的な電源の遮断であったということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

槻田議員さんの質問にお答えします。

文化財保護費の補助なんですけども、2団体というのは三ヶ内と蒜袋神楽のほうで休止という形で、三ヶ内とあと蒜袋神楽の2団体でございます。以上です。

議長（馬場久雄君）

5番槻田雅之君。

5番（槻田雅之君）

給食費の話ですが、確かに今年度ですか、インフルエンザがはやって1週間、延べでいうと何日かちょっとわかりませんが、30日近くですか、結構大分インフルエンザがはやったということで了解いたしました。

あと、未納分につきましては、後で教えていただければと思います。

あと、空調の障害、さっきの話で電源遮断という話で理解いたしました。

あと、次に文化財の件ですが、三ヶ内さんと蒜袋さんのほうで休止扱いという話でしたけれども、その原因というところが何なのか、原因という言い方悪いですね、やっぱり高齢化なのかどうか、休止というのは多分これから多分なんかのタイミングで

再開するかと思うんですけど、その辺どのようなお話しされたのか、その辺ちょっともう少しお聞かせください。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

再質問なんですけども、三ヶ内、蒜袋も、ここ数年休止の状態、後継者不足ということになっております。今回たまたま難波神楽につきましても、弘済会いうところから、国家公務員弘済会のほうから補助金をあげますということで地域とちょっとつなげていただいて、小学校のほうに難波神楽も小学校、ちょっとてこ入れとか、あと地元の方も、もう一度ちょっと頑張ってみるということで、ちょっと三ヶ内と蒜袋については、ちょっとなかなか難しい。学校のほうでもなかなか少子化になってるんで難しいような状況であります。以上です。（「終わります」の声あり）

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。12番平渡高志君。

12番（平渡高志君）

先ほど前者も質問したんですけども、8ページの6目の企画費の高等学校の支援、これ交通費を支援する大変いい政策なんですけども、私さっき課長言ったとおり乗る人が少ないんじゃないかと、私周知徹底ができてなかったんじゃないのかと、わからない方々結構おるようなんですよね。せっかくいい政策をつくっても、それを周知するのが私大和町の場合本当に下手なのかなと、本当につくづく思いますよ。1,500万も取って1,000万も残す、やはりやったら最後まで責任もってその課でやらなければ、ただこれをやりました、やりただけで今まで済んでるんですね、はっきり言って。ですから、その周知徹底を図られなければ、そこでターミナルから泉中央と言ったけど、これ地下鉄の部分は入っていないのか、それを2点お願いします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

PRにつきましては、昨年の4月に全戸にチラシの配布をさせていただきまして周知を図りました。さらに、宮城交通の営業所のほうに同じチラシを置かせていただきまして、定期券を購入しに来た方に渡してくださいということでPRをしてございます。あと、今年度、大和中学校と宮床中学校の3年生を対象にした進路説明会、その際に同様のチラシを生徒を通して父兄の方に渡していただくように依頼をしまして制度のPRを図ってございます。

それから、今回の応援事業の対象でございますが、定期路線バスに限らず地下鉄等も全て対象になってございます。例えばバスターミナルから泉中央まで行って、そして地下鉄で仙台方面に向かった場合には、その両方の交通料金を足して、そして1万円を超えた部分の2分の1、最高上限が月1万円でございますが、そういった形で応援をしてるところでございます。地下鉄等も通学費の対象になってるところでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

12番平渡高志君。

12番（平渡高志君）

ですから、さっき言ったとおり直接定期買わないで、結局バス、交通機関の金がかかるということで送っている方もいる。その方がバス停に行くわけないんですから、わかるわけないですよ、直接送られている方は。ですから、そういうターミナルにそういうのを置いたって利用する人しかわかんないわけですから、ですからターミナルを利用しない方々にも周知徹底をやっぱり図らせなきゃない。そしてバスで行った、この続きの地下鉄で、地下鉄単独で、地下鉄まで送ったのの仙台駅、またそれ以降の運賃はどうなんですか。バスを必ず、ターミナルから利用して地下鉄のどこまで行って、そっからのプラスなんですか、それとも地下鉄まで送って行って、その地下鉄代だけではだめなんですか。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

対象になるものは交通機関の定期等の料金でございまして、路線のバス賃、それから地下鉄あるいは仙台からの市営バスの交通定期など、これらのものが対象担ってございます。あと私立の学校のバス代の負担金、こういったものも全て対象になってございます。それらの交通機関を足して、一月当たり1万円を超えた部分の2分の1を補助するという内容でございます。以上でございます。（「1万円……」の声あり）

議 長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

地下鉄も対象にはなるのでございますが、泉中央から仙台までの地下鉄ですと1カ月たしか1万円までにはならなかったのかなというふうに考えてございます。1万円を超えた部分が対象ということでございます。以上でございます。

議 長（馬場久雄君）

12番平渡高志君。

1 2 番（平渡高志君）

ですから、スクールバス等々でもやはりそういうふうにかかる、該当になるんで、やはりまず学校、中学校にやっぱりそういうのを保護者の方々に理解してもらうような政策とらなければ、せっかくまだ29年度も多分また補助をするんでしょから、奨学金のほうもそうなんです。結局昔うんと該当者が多くて、結局は言っても該当なんないんだらうというので、今の方々も何か随分面倒くさいようですねっていう、奨学金のほうの借りるほうもですね、前のやっぱりイメージがあるもんですから、やっぱりそういうのは今もう一回お互いどっちも周知徹底して、幾らでも借りやすいような、また補助を受けるような方法も考えていただかなければ、幾ら政策を、いいのを、いい政策をしても、それが伝わらなければ私おかしいと思いますので、周知徹底のほう、もう少し、もう一回課長、PRのほう、お願いします。

議 長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

なお、今後制度のPRに努めてまいりたいと思っております。3月号の広報紙にも、この応援事業の内容につきましてPRをしておりますので、機会を捉えて広くPRをしてまいりたいと考えてございます。

あと、先ほどの地下鉄の料金でございますが、泉中央から仙台駅まで行った場合ですと学割で1カ月8,810円という形で、ですから仙台駅から地下鉄の乗り継ぎあるいは市営バスに乗り継いだ場合には、1万円を超えるという形で該当なるものでございます。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。（「はい」の声あり）渡辺さん、暫時休憩した後でもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、ここで暫時休憩します。

休憩時間は10分間といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時09分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺議員の質疑の前に、ちょっと時間をおかりします。（「はい」の声あり）

教育総務課長佐藤三和子さん、さきの5番槻田雅之議員への質疑に対する答弁、追加でお話したいということですので、お願いします。佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

それでは、先ほどの給食費の未納の件数になります。

現年度分については、今学校のほうで給食費を集めていただいているんですけども、報告をいただいている件数、1月末の件数になります。合計して69件の91万4,430

円になってございます。今、学校のほうでもかなり頑張ってくださいまして減っているような状況ですし、給食センターのほうでも、現年度分についても、今これから電話かけたり、学校だけじゃなくて回るということで教育委員会のほうも一緒にということで、この間未納対策のお話もしたので、その中でお話しております。

それから、過年度分の古い分につきましては、28年度当初140万あったんですけども、徴収額が89万徴収しております。残り分が大体60万円ぐらいの未納が残ってる分で、給食センターで今集めている分になります。以上になります。

議長（馬場久雄君）

では、7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

それでは、2点お伺いします。

12ページ、保育所費の7賃金の保育士1,100万、それからついでには申しわけないんですが、もみじ、その上段の、そうですね、この1,100万ですね。

それから、もう一つにつきましては、14ページの商工振興費の中での企業誘致費ですか、これの7,600万、この辺の減額の背景をお伺いを、もう一度させていただきます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、お答えいたします。

7節賃金の減額の理由でございます。こちらにつきまして、減額につきましては、もみじヶ丘保育所の賃金の減額となっております。

まず、1点目は看護師の賃金、こちらのほうは臨時職員で当初計上しました。実際は正職員が今回配置になったということで、丸々その分で減額になったものでございます。

もう一点は保育士でございます。保育士につきましては、8時間保育士配置予定10名のところを、今現在6名の配置となっております。さらに4時間、要は朝・昼、朝と夜分ですか、その時間帯のちょうど一番引き継ぎをする部分の4時間保育士、こち

らにつきましては、5名を配置を予定しておったところが3名の配置になったということで、全て配置人数の減によるものでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

まず、企業立地の奨励金の減少につきましては、当初で償却資産のほうの税額に対して考えておりますけれども、企業側で償却資産の減価がありまして、かなり下がっているということと、あとあわせまして今回一つの企業でリースを主なものになっている企業さんがありまして、町でいろいろ審査したところ、リースに関して製造業ではないと。製造業に当たる部分に関しては、修理とかそうした部分だけが該当するということが大幅に減となったことでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

企業誘致費については、理解をいたしました。

この保育士のほうですね、10名が6名、あるいは4名が3名ということですが、ということは保育士さんに負担がいつてるという理解をしていいのか。それから、こういった状況があるから、ますます保育士さんの募集が難しくなってる、この辺についてお尋ねをいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

お答えいたします。

まず、保育士の配置ですが、あくまで確かに当初では予定しました。ところが募集してもなかなか配置が難しいということで、応募がなかったというのは背景にござい

ます。そこで確保できたのが、今こちらで答えた6名ないし3名ということでございます。それについては、引き続き募集はしたんですが、最終的には途中からでも応募がなかったということでございます。それでその配置によって、配置の人数の中で今保育所を運営してるという内容でございます。

もし10名の配置があれば、その中で、例えばある程度のゼロ歳児とかそういった配置が確保できれば、ある程度スペースの問題もありますけども、確保、ある程度運用的にある程度できる部分もあるかと思いますが、引き続き保育士の確保については、募集等はやっていきたいなと思っておりますが、それで29年度においては、任期つき採用ということで臨時職員を、さらに待遇面で優遇されるような採用の仕方ということで29年度に向けては対応してるところでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。
ほかに質疑はありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それでは、2点ほど質問をさせて、確認させていただきたいと思います。

まずは、14ページ、事項別明細書ですね、14ページの5款6項の9目ですか、旅費で先進地視察というお話だったと思うんですけども、秋田、どの辺に行かれて何名行ってというのを、お教えをお願いしたいと思います。

それから、16ページ、8款1項の5目災害対策費の中でハザードマップの、県のハザードマップの作成がおこなわれているというお話だったんですけども、何か平成31年度という予定だというお話だったんですけども、どういう理由でおこなわれて、それにあわせて町もおこなっていると、おこなえるというお話だったんですけども、その辺のちょっと経緯を、お教えを願いたいと思います。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

それでは、議員さんの質問にお答えします。

旅費につきましては、昨年11月16日から秋田県の秋田市と隣の大仙市の農事組合法

人を2件ほど見させて、視察させていただきました。最初は平沢ファームといいまして地域ぐるみで農事、農業をやっている地域。あともう一つが、大仙市につきましてはヒライセンダイ、ヒラセン、ヒラセンファームといいまして自分たちで道の駅の一部のレストランを農事組合法人が経営しております、それでそこに材料、米とかを提供しているところを視察させていただきました。

人数につきましては、25名の参加でございました。あと職員2名ということでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

危機対策室長文屋隆義君。

危機対策室長（文屋隆義君）

馬場議員さんのご質問にお答えいたします。

ハザードマップが県のほうがおくれている理由といたしましては、まず県のほうで今優先的に考えている河川としては洪水予報河川というのを、まず優先的に浸水想定区域図のほうを作成しているということで、吉田川につきましては、この洪水予報河川のほうには今現在入っていないということで、それでその洪水予報河川というのは国で、国交省で指定している河川以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川ということで、今現在県のほうで指定しているのが迫川と七北田川、あと白石川、今この3河川が洪水予報河川というふうに指定されておまして、こちらのほうを、まず28から29年度において浸水想定区域図のほうを作成すると。

その後、今度水位周知河川というのがあるわけなんですけれども、こちらのほうに今後吉田川のほうにもこの水位周知河川のほうに指定、29年度に指定される予定となっております、その指定された後に浸水想定区域のほう作成するというような県のほうの計画と今なっております。

それで、場合によっては30年というのは前倒しになって29年度になる可能性もないわけではないというような県のほうの見解でしたので、いずれにせよ県のほうの浸水想定区域図が公表に、公表後に町のほうでは国と県の浸水想定区域図を、データをもとにハザードマップのほうを修正変更していきたいということで今年度見送りさせていただいたという経過でございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

先ほど道の駅のほう、ちょっと名前間違えまして申しわけございません。中仙ファームということで、角館の道の駅の一部で農事組合法人がレストランを経営しているということでございます。申しわけございません。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ございませんか。1番千坂博行君。

1番（千坂博行君）

私から1点ちょっとお伺いしたいんですが、18ページ、9款3項の13節、スクールバスが確定したということで5,100万減額されてますが、その内訳わかれば教えてくださいと思います。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

それでは、スクールバスの減額が結構大きい金額になってるかと思うんですけども、バスの料金設定が、まず東北運輸局のほうで26年4月から大幅に変わっております。それで今まで距離で計算じゃなくて時間で計算してたかと思うんですけども、26年4月から距離とそれから待機時間と両方の合わせた形で計算することになっております。それで28年度の契約について、この新たな改定によって初めて適用したところでございます。

それで、その料金設定の中で車のほうについては、小型・中型・大型があって、それでその料金設定の中が上限と下限というのがあります。その中で町で設定したのは、その上限・下限のちょうど、予算化したのは中間で行ってございました。それで実際見積もりいただいたときは下限のほうの見積もりでいただいております。契約をしております。その差がこのぐらいの金額になっております。企業さんの見積もりで頑張っていたいただいたというところでもあります。以上になります。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第22号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第22、議案第22号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第23号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第23、議案第23号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第24号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第24、議案第24号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第25号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第25、議案第25号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第26号 平成28年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第26、議案第26号 平成28年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「議案第27号 平成28年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第27、議案第27号 平成28年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28「議案第28号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第28、議案第28号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29「議案第29号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第29、議案第29号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30「議案第30号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第30、議案第30号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議

題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31「議案第31号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第31、議案第31号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32「議案第32号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 (馬場久雄君)

日程第32、議案第32号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33「議案第33号 平成29年度大和町一般会計予算」

日程第34「議案第34号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計予算」

日程第35「議案第35号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計
予算」

日程第36「議案第36号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第37「議案第37号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第38「議案第38号 平成29年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第39「議案第39号 平成29年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第40「議案第40号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計予
算」

日程第41「議案第41号 平成29年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第42「議案第42号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計
予算」

日程第43「議案第43号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会
計予算」

日程第44「議案第44号 平成29年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （馬場久雄君）

次に日程第33、議案第33号 平成29年度大和町一般会計予算から日程第44、議案第44号 平成29年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

それでは、平成29年度大和町一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。お手元に白表紙の各種会計予算及び予算に関する説明書をご準備をお願いいたします。そのほか、財政課資料で薄手のものがございますが、議案第33号関係資料（一般会計当初予算）とありますものをご用意をお願いいたします。

それでは、平成29年度各種会計予算及び予算に関する説明書1ページをご参照お願いいたします。

議案第33号 平成29年度大和町一般会計予算でございます。

第1条につきましては歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ97億9,100万円と定めるものがございます。

第2条におきましては債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載してございます。

第3条は地方債で、平成29年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第3表により定めてございます。

第4条は一時借入金でございまして、最高額は3億円と定めるものがございます。

第5条につきましては歳出予算の流用を定めるものございまして、通常は項間の流用は禁じられているところがございますが、人件費に限りましては項間の流用をお認めいただくという規定でございます。

それでは、同じ資料7ページをお願いいたします。

7ページ、第2表につきましては、平成29年度に起こすことができます債務負担行為を定めてございます。

1番目につきましては、町民バスの車両更新事業であります。低床中型バスの納期が発注後2年から3カ年ほど要するための債務負担行為でございます。町民バス車両更新事業、期間は平成29年度から平成31年度まで、限度額は1,900万円でございます。

2番目でございます。本庁舎ネットワーク機器の更新に係ります賃貸借について定めたものがございます。期間につきましては30年度から34年度まで、限度額2,036万

4,000円であります。

3番目は総合行政情報システムのハードウェアの更新に係ります賃貸借でございます。期間につきましては30年度から34年度まで、限度額3,170万5,000円でございます。

4番目はL G W A N系仮想化基盤及びバックアップ環境更新賃貸借でございます。期間につきましては30年度から34年度まで、限度額は3,854万5,000円であります。

5番目は固定資産税の基礎資料の更新業務であります。期間につきましては34年度のみで、限度額75万6,000円であります。

6番目は大和町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定業務でございます。期間につきましては30年度のみで、限度額320万円でございます。

最後、7番目でございますが、中小企業振興資金損失補償について定めたものでございます。期間につきましては30年度から38年度までで、限度額は499万円でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、29年度に起こすことができます地方債の内訳でございますが、災害援護資金貸付金といたしまして510万円、水道会計出資金といたしまして1,380万円、国の財政対策といたしまして臨時財政対策債の発行により一部財源不足を穴埋めするという事で3億5,000万円を見込んでおります。合計いたしまして3億6,890万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、第3表記載のとおりでございます。

11ページをお願いいたします。

それでは、歳入よりご説明をさせていただきます。

初めに町税でございますが、町税につきましては、当初予算の段階での年間の見込額につきまして計上いたしましたものでございます。町民税の個人の部分は、約1,448万円の減、法人の部分につきましても約353万円の減といたしてございます。固定資産税につきましては、誘致企業に対しましての減免措置等によりまして約713万円の減少を見込んだところでございます。

引き続き12ページをお願いいたします。

国有資産等所在市町村交付金であります。公共団体が所有しております行政執行に用いていない部分につきまして、固定資産税率と同率の1.4%での交付があるものでございます。対象資産ごとに記載をしております。

続きまして中段、軽自動車税であります。税率変更などの伸びを見まして、約22万円の増加を見込んだところでございます。

町たばこ税につきましては、前年度同額の3億1,200万円の計上であります。

13ページでございます。

1款5項1目入湯税につきましては、前年度同額の計上でございます。

1款6項1目都市計画税につきましては、税率0.2%でございます、2億3,043万円余りの計上となっております。

なお、この都市計画税と前項の入湯税につきましては、目的税でございますので、その用途について周知する必要がございますので、若干ご説明をさせていただきます。別冊の薄手の資料になっております。議案第33号関係資料（一般会計当初予算）をご参照をお願いいたします。

1ページでございます。

平成29年度都市計画税につきましては、2億3,043万4,000円でございますが、29年度は実施6事業にそれぞれ充当を予定いたしましたものでございます。この6事業につきましては、コミュニティ施設整備事業、道路新設改良事業、公園整備事業、下水道事業特別会計繰出金、公債費としての都市計画事業分というようなことで、それぞれの金額合計いたしまして6事業分3億7,027万8,000円でございます。これらの事業の充当を見ますと、総計で62.2%というような形での対応をいたそうとするものでございます。

続きまして、2番目入湯税でございます。歳入につきましては28万円の予算計上ですが、入湯税充当事業につきましては、町観光物産協会への補助金150万円に充当を見込むものでございます。充当に対します充当割合は18.7%という形になっております。

引き続き、この資料の2ページには、消費税率引き上げ分につきましては社会保障政策に要する経費に充てるものとされております地方消費税交付金としても交付されているものでございますが、本町では県試算により示されました地方消費税交付金（社会保障財源化分）1億8,500万円につきましては、項目、予算科目、経費、特定財源、そして一般財源中の引き上げ分としての項目ごとにあらわしたものでございます。

上段のほう、社会福祉費といたしましては民生費の社会福祉費、児童福祉費事業に、中段の社会保険につきましては民生費の社会福祉費へ、最下段の保健衛生費につきましては衛生費の保健衛生費へ、それぞれ充当しようとするものでございます。これらの当初予算額に対しましての充当割合につきましては5.3%というような形の対応となっております。

以下、この資料につきましては、3ページ目には地方交付税の推移というような形

の推移を表としてあらわしてございます。

4ページにつきましては、地方債の償還計画でございます。年次別にグラフにしたものでございます。

5ページにつきましては、普通会計に属する基金につきまして、6ページは普通会計以外の基金につきまして記載したものでございます。

7ページにつきましては、平成29年度の一般会計の款別、節別の集計の資料を添付してございますので、後ほどご参照いただければと思うものでございます。

それでは、事項別明細書13ページのほうにお戻りをお願いいたします。引き続きご説明をいたします。

2款の地方譲与税から、次のページ、14ページの9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、国の相対的な予算編成の見込みや28年度の実績の見込み、県の試算で予算計上でございます。

14ページ、下段をご参照をお願いいたします。

10款1項地方特例交付金につきましては、国の制度等に改正があった場合の地方の負担をある程度カバーするというような制度でございます。不確定な要素がございますが、平成28年度実績見込みにより前年対比200万円減の1,100万円の予算計上をいたしたところでございます。

11款地方交付税につきましては、普通交付税で7億6,400万円、前年度対比4億9,500万円の減でございます。特別交付税で1億7,000万円、前年度同額を計上いたしました。さらに東日本大震災復興特別区域法に基づきます固定資産税減免分に対して交付されます震災復興特別交付税といたしまして3億6,201万2,000円を見込んだところでございます。

15ページをお願いいたします。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、28年度の実績見込みから前年度同額の420万円といたしたところでございます。

13款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んだものでございます。

2項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金の老人措置費につきましては、特養施設への措置部分、2節児童福祉費負担金の保育所運営費につきましては、もみじヶ丘保育所、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園の4施設と放課後児童クラブの利用料といたしましての保護者負担部分の計上でございます。

14款1項使用料につきましては、町の施設につきましては条例規定によります使用

料収入を見込んだところでございます。使用料全体といたしましては、既存施設につきましては資料料改定の条例の議決をいただきましたが、予算編成時点では28年度同額に加えまして、南部コミュニティセンター部分につきまして加算しての計上としたものでございます。

16ページをお願いいたします。使用料が上段のほう続いております。中段以降、14款2項手数料でございます。各種手数料の収入見込み額につきまして計上したものでございます。

17ページをお願いいたします。

15款国庫支出金の1項1目1節保険基盤安定負担金につきましては、国保会計へ繰り出しとして支出をするものでございます。2節の障害者援護費負担金につきましては、2億5,668万2,000円を見込むものでございます。3節につきましては、児童手当負担金であります。4節児童福祉費負担金につきましては、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園の運営費国庫負担分及び未熟児養育医療費負担金でございます。

1項中最下段、2目でございます。教育費国庫負担金につきましては、宮床中学校大規模改修事業の国庫負担金で、全て減となったものを計上し、掲載したものでございます。

15款2項の国庫補助金につきましては、おのおのの事業展開等によります補助金の計上を行っております。

1目総務費国庫補助金につきましては、1節につきましては個人番号カード交付事業補助金、個人番号カードの交付事業に対しましての総務省所管補助金を見込むものでございます。2節地域公共交通確保維持改善事業補助金につきましては、町民バスが幹線的路線を補完することに対します補助金を見込むものでございます。

2目1節障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業費及び障害程度区分認定等事業費に対します補助金でございます。2節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援事業費といたしまして、一時預かり事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業に対します補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金は、保健衛生費補助金でありまして、がん検診受診率向上を図るために実施する事業費補助金でございます。

18ページをお願いいたします。

4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金につきましては、橋りょう点検事業に対します補助金でございます。2節社会資本整備総合交付金は、都市再生整備

計画事業及び公営住宅等のストック総合改善事業に要します事業費補助金でございます。

5目消防費国庫補助金は、住宅建築物改修事業費及び木造戸建て住宅耐震改修工事助成事業に係ります国庫補助でございます。

6目教育費国庫補助金は、私立幼稚園就園奨励費の補助金、要保護・準要保護の児童生徒の援助費、被災者支援事業に対します国庫補助金等でございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、7,000万円を見込んだものでございます。

18ページ下段になりますが、15款3項委託金であります、おのおの国からの委託事業に要するものとしての計上でございます。

19ページでございます。

16款県支出金1項の県負担金でございます。1目1節保険基盤安定負担金、2節障害者援護費負担金、3節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金、5節老人福祉費負担金につきましても国と同様の内容で、負担率の違いでの計上となっております。

2項県補助金につきましては、制度的なもの、あるいは予算補助という形での計上となっております。

1目総務費県補助金につきましては、消費者行政推進に要します補助でございます。

2目民生費県補助金は老人クラブ助成費等の社会福祉費補助金、2節障害福祉費補助金は地域生活支援事業に要します補助金、3節児童福祉費補助金は乳幼児医療費、母子・父子家庭医療費、心身障害者医療費の助成、子ども・子育て支援事業少子化対策に要します補助金でございます。

3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金は、健康増進事業費の保健事業に対します補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金は農業委員会交付金、農業経営基盤強化資金利子補給費、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払推進交付金事業等の農政推進に要します補助金でございます。

20ページをお願いいたします。

5目消防費県補助金につきましては、住宅建築物耐震改修事業等に要します補助金でございます。

6目市町村振興総合補助金は、メニュー化されました県補助金でございます。記載の11事業で878万5,000円を見込んだものでございます。

7目みやぎ環境交付金につきましては、町立の小中学校体育館の照明器具LED化

工事に要します補助でございます。

16款3項委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上いたしましたものでございます。1目2節徴税費委託金につきましては、県税の取扱費で4,000万円を見込んだものでございます。

21ページでございます。

2目1節河川費委託金は、樋管操作管理に対します委託金の見込み。

2目教育費委託金につきましては、学力向上研究指定校事業と文化財保護に要する委託金でございます。

17款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入につきましては、雇用促進住宅等の貸し付けの内容等で計上いたしてございます。

2目の利子及び配当金につきましては、基金利子の計上でございます。

17款2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入につきましては、科目設定のみの計上でございます。

22ページでございます。

18款寄附金につきましても、それぞれの費目での科目設定となっておりますが、1項4目ふるさと寄附金につきましては、29年度当初におきましては、1,800万円を予算計上いたしましたものでございます。

19款1項特別会計繰入金につきましては、町内3財産区からの事務費及び事業費繰入金と国保特別会計からの繰入金でございます。

19款2項基金繰入金でございまして、財政調整基金から6億5,800万円、東日本大震災復興基金繰入金226万4,000円、防衛施設周辺調整交付金基金から8,329万円、長寿社会対策基金から1,000万円、それぞれ本年度の事業執行のため計上した、繰り入れ計上いたしましたものでございます。

23ページでございます。

20款繰越金でございますが、前年度同様に当初想定額といたしまして3,000万円を措置いたしましたものでございます。

21款1項延滞金、加算金及び過料につきましては科目のみの設定でございます。

2項町預金利子につきましては、歳計及び歳計外現金の利子収入でございます。

3項貸付金元利収入につきましては、1目につきましては民生費貸付金元利収入は東日本大震災に係ります災害援助資金の償還金を措置するものであります。

2目商工費貸付金元利収入は、中小企業振興資金の預託金分でございます。

4項受託事業収入でございますが、1目教育費受託事業収入は県スポーツ振興財団

からの自転車競技場管理受託事業収入でございます。

2目農業費受託事業収入につきましては、農地中間管理機構より管理機構業務に対します受託収入でございます。

24ページでございます。

5項雑入の主なものにつきまして、1目2節給食費納付金につきましては、1億2,641万4,000円を計上いたしたところでございます。

2目1節場外車券売場交付金につきましては、売上金の0.5%という納付割合でございます。

3目雑入中、県の環境事業公社から小鶴沢処理関連事業費経費といたしまして2,550万円を見込んでおります。同じく雑入中、光ファイバーケーブル貸付料ということで426万円を見込むものでございます。

町債につきましては、先ほどの議案でご説明で申し上げましたとおりでございます。総額で3億6,890万円でございます。

歳入は、以上でございます。

なお、各費目におきまして2節の給料及び3節職員手当等、4節共済費につきまして人件費ということで各費目に計上いたしておりますが、説明につきましては、人件費ということで総務課のほうで積算をいたしまして一括計上をいたしておりますことから、説明を割愛させていただきたいと思っております。

歳入については、以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 (馬場久雄君)

ここで、休憩いたします。

再開は午後1時とします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、午前に引き続きまして議案第33号のほうの説明を続けさせていただきます。説明書25ページでございます。

歳出に入ります。

1款1項1目議会費につきましては、議会運営に要します1年間分の費用を計上しているものでございます。

1節報酬につきましては、議員の皆様18名の報酬でございます。

8節報償費は、小・中学校児童・生徒への議会だよりへの寄稿の謝礼でございます。

9節旅費は、会議等出張の費用弁償及び各常任委員会等の研修会の旅費でございます。

10節交際費は、議長交際費で前年同額を計上いたしております。

11節需用費につきましては、事務消耗品及び議員だより発行の印刷費などがございます。

12節役務費は、通信運搬費として会議通知等の切手代でございます。

13節委託料は、会議録作成の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、常任委員会等研修視察の際の高速道路通行料などがございます。

19節負担金補助及び交付金は、県及び宮黒町村議会議長会、全国市議会議長会基地協議会等への負担金及び政務活動費でございます。

26ページをお願い申し上げます。

2款総務費に入りまして、1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般管理費のほか職員厚生費、職員研修及び公用車管理等に要する経費を計上しております。

1節報酬は、区長62名、産業医1名などに要する報酬でございます。

8節報償費は、顧問弁護士への報償金のほか、退任区長への記念品代等に要する経費でございます。

9節旅費につきましては、職員の研修旅費、区長の費用弁償、町長の企業誘致活動、特別職等報酬審議会費用弁償等に要する旅費でございます。

10節交際費でございます。町長交際費で前年度同額を計上いたしておるところでございます。

11節需用費は事務消耗品、コピー代、新聞購読料、図書等の購入代、公用車の燃料代、車検整備費用など区長会お茶代のほか障害者差別解消法に対応するための物品購入費用、区長用のバック購入費用を計上いたしておるところでございます。

12節役務費でございます。携帯電話通話料、公用車の損害保険料、自賠責保険料、ボランティア保険、衛生管理者申請手数料、宮城大学履修生選抜手数料等に関する、要する経費でございます。

13節委託料につきましては、職員の健康診断に係ります各種健診委託料のほか、区長配達業務委託料及び県公平委員会事務委託料、庁舎内職員研修講師委託料などがございます。

14節使用料・賃借料は緊急時のタクシー借上料、有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費や宮黒地方町村会、県市町村自治研修センター、県地方税滞納整理機構等への負担金、吉岡南第2土地区画整理事業換地処分費及び区長会への補助金でございます。

28ページのほうになります。

23節償還金利子及び割引料は、権限移譲事務交付金の平成28年度実績によります返還金でございます。

次に、2目文書広報費でございますが、文書管理、広報・広聴等に要する費用でございます。

1節報酬につきましては、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員それぞれ5名分の報酬でございます。

8節報償費は、広報編集委員会研修、宮城大学学生広報記事作成謝礼及び新しく設置いたしますシンボルタワーのデザイン提案に対する謝礼、広報モニターへの謝礼としての図書カード購入代等でございます。

9節旅費は、職員の研修旅費及び情報公開審査会等の開催に伴います委員の費用弁償を計上いたしております。

11節需用費は広報たいわの印刷費、例規集のデータ更新料及び追録代、町民懇談会時のお茶代等消耗品代等でございます。

12節役務費につきましては、郵便後納料金、電話料金及びインターネット接続利用等でございます。

13節委託料につきましては、個人情報保護条例関連例規整備支援業務、個人情報取扱事務データベース化業務の委託及びファクシミリ保守業務委託の費用でございます。

14節使用料及び賃借料は印刷機、ファクシミリ及び例規システムの機械借上料などでございます。18節備品購入費は広報取材用機材として三脚などを購入するものがございます。

19節負担金補助及び交付金は、日本広報協会への負担金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

3目財政管理費でございます。こちらは、財政事務に要する経費の計上でございます。29ページ以降を、ご参照お願い申し上げます。

7節賃金につきましては、29年度分と30年度分の工事等の指名参加願いにつきまして、去る2月10日までに受け付けをしたところではありますが、年度明け早々に業種ごと、ランクごとの業者リストを入力作成する際のデータ入力等の臨時事務補助員と年末から1月にかけてましてふるさと納税の申し込み繁忙期に寄附証明書等の作成送付等の臨時事務補助員の賃金をお願いするものでございます。

8節の報償費につきましては、入札監視委員会5名で2回開催の予定でございます。また、ふるさと寄附金の返礼品の購入に要する費用の暫定的な計上といたしまして720万円を計上したところでございます。返礼品につきましては、寄附金の40%程度の購入金額といたしておるところでございますが、寄附金の納入の状況によりましては年度途中での補正措置をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、図書代、コピー等の消耗品費、それから予算・決算時の成果書の印刷経費を計上いたしましたものでございます。

12節役務費につきましては、ふるさと納税関連の返礼品の輸送料とインターネットのポータルサイトの広告料を計上しております。また、今年度新たにふるさと納税のブック本への見開き2ページの広告の掲載料を措置したものでございます。

18節備品購入費につきましては、工事等の指名通知の発送時に現在ファクスを使用しておるところでございますが、総務課の既存のものだけでは通知に非常に時間がかかり過ぎるために内線電話に接続をしまして送信時のみに接続する送信専用のファクス機を1台購入するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会全国森林環境税創設促進連盟への負担金でございます。

25節積立金につきましては、財政調整基金以下おのおの所有いたしております基金の利子の積み立てで、地方自治法241条の規定により計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

会計管理者兼会計課長千坂俊範君。

会計管理者兼会計課長 （千坂俊範君）

それでは、4目会計管理費でございますが、会計事務の一般管理に要する経費を計上してございます。

11節需用費につきましては、消耗品といたしましてコピー料金、参考図書代のほか伝票用紙などの購入に要する費用、印刷製本費といたしまして決算書、請求書、名入れ封筒などの印刷に要する費用でございます。

12節役務費は、通信運搬費としまして電話料金を、手数料につきましては公金取扱手数料、送金の際に利用するセブンメートサービス手数料、残高証明作成料、公共料金口座引落手数料を計上してございます。

13節委託料につきましては、出張所及び会計課で収納いたしました公金と納付割賦等を指定金融機関まで警備輸送する業務の経費を計上いたしております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

5目財産管理費でございます。この費目におきましては、吉岡コミュニティセンターの管理費、吉田コミュニティセンター管理費、南部コミュニティセンター管理費、鶴巣防災センター管理費、公用車の管理費、普通財産の管理費、庁舎管理費の維持管理費用の計上でございます。

30ページをごらん願います。

賃金につきましては、吉田コミュニティセンターの事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金でございます。

8節報償費につきましては、南部コミュニティセンター落成式時のアトラクションの謝礼を予定したものでございます。

11節需用費につきましては、公用車並びに庁舎関係の消耗品でございます。燃料費につきましては、財政課で管理いたしております公用車・供用車の14台分の燃料費。

光熱水費につきましては、庁舎等3つの施設の電気料並びに上下水道料の計上でございます。修繕料につきましては、公用車、庁舎や施設の破損修繕料を計上いたしましたものでございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては、役場全体と各施設の電話料を計上いたしました。手数料につきましては、公用車のタイヤ交換費用のほかを計上いたしております。火災保険料につきましては、庁舎及び各施設の火災保険料、自動車損害保険料につきましては、公用車・供用車分の自賠責保険料の計上でございます。

13節委託料につきましては、役場庁舎の管理業務や報恩寺児童館の跡地等の管理業務を地域にお願いしておりますので、その部分、また町有地の刈り払い、3つの施設の管理委託業務、町有地の刈り払い作業の委託、役場敷地の植栽剪定等の費用を、経費を計上いたしております。

なお、29年度に新たに委託する業務といたしまして、南部コミュニティセンターの監視巡回、清掃等の施設維持管理業務委託1,004万円をあわせて計上いたしたところでございます。

なお、この委託料の費目、13節につきましては、別冊に財政課の資料で平成29年度予算に関する説明書のうち、委託料の内訳というものを各費目ごとに別冊資料準備させていただきましたので、後ほどごらんをいただければと思っております。全ての科目の13節の委託料の内訳がついて抜き書き印刷したものでございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料でございますが、土地使用料につきましては旧NTT施設の借上料部分について計上いたしております。車借上料につきましては、公用自動車のリース代。テレビ聴取料につきましては、役場庁舎等にございます20台分の聴取料でございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣防災センターの側溝ぶた設置工事に要する経費を計上いたしましたものでございます。

17節公有財産購入費につきましては、吉岡柴崎地内の公共物水路の代替地として原因者負担でつけかえをいたしました水路の面積の差分の土地の購入につきまして、28年度にも予算計上しておったところでございますが、地権者がお亡くなりになられ、相続が完了するまで動きがとれない状況であったために29年度におきましても計上いたしたところでありますが、2月になりまして交渉を再開できることとなっておりますので、進捗によりましては後日の議会によって減額補正をお願いすることとなることも含みましての計上をいたしたところでございます。土地につきましては、経済連の配送センターの前の賃貸住宅の建設に伴いまして水路をつけかえた部分でござい

ます。

18節備品購入費につきましては、昨年導入いたしました公用車用のドライブレコーダーにつきまして、残り56台分と児童館等6カ所分の除雪機の購入経費を計上いたしましたものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、記載の2団体への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区の基金運用といたしまして庁舎の用地取得の際、それからリサーチパークの代替地取得の際の費用につきまして、おのおの定められた内容での元金の繰り入れ部分を措置したものでございます。あわせまして、利子部分につきましても協定いたしました利率により残金に乘じまして算出いたしました経費でございます。27節公課費につきましては、車検となります4台分の計上を行っております。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、6目企画費でございます。31ページをお願いします。企画費は企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、地域活性化事業費、町民バス運行事業費、金取地区地域振興事業費、通学費助成事業費、移住・定住促進事業費、子育て支援住宅整備事業費に要する費用でございます。

1節報酬につきましては、総合計画審議会委員への報酬でございます。

3節職員手当等につきましては、5月中旬から6月中旬にかけて王城寺原演習場で行われます米軍実弾射撃移転訓練の際の日直業務及び騒音測定業務に係ります時間外勤務手当でございます。

8節報償費につきましては、地域公共交通会議委員への謝金でございます。9節旅費につきましては、総合計画審議会委員費用弁償、移住・定住プロモーション活動のフェア視察及びフェア参加の職員旅費でございます。

11節需用費につきましては、各種事業のコピー代、町民バス3台のタイヤ代、実弾射撃移転訓練の際の公用車ガソリン代、各種会議の際のお茶代、町民バス・デマンドタクシーパンフレット及び移住・定住パンフレットの印刷費、町民バスの車検整備・修繕料及びテレビ共同受信施設修繕料でございます。

12節役務費につきましては、町民バス1台の更新に伴いマイクロバス購入の諸費用等の手数料、テレビ共同受信施設の火災保険料、町民バスの自賠責保険料でございます。

13節委託料につきましては、光ファイバー網の保守業務委託料、町民バス・デマンドタクシー運行业務委託料、吉田地区及び鶴巣地区の子育て支援住宅敷地造成実施設計等業務委託料でございます。

なお、2月21日の議会全員協議会の際に鶴巣地区の候補地について、多くのご意見を頂戴いたしましたので、今後ご意見を伺いながら計画を進めてまいりたいと考えております。

14節使用料及び賃借料につきましては、町民バス運行の際の緊急時代車借上料、光ファイバー網の電柱共架に係る電柱借上料及びN T T施設使用料でございます。

15節工事請負費につきましては、町内4地区のテレビ共同受信施設修繕工事費、町道台ヶ森線チェーン着脱場整備工事費でございます。

18節備品購入費につきましては、町民バスの老朽化が進んでおりますことから、29人乗りマイクロバス1台を購入し、更新するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会ほか11団体への負担金でございます。

32ページをお願いいたします。

出展料でございますが、東京ビックサイトで開催されます移住・交流地域おこしフェア参加のための出展料でございます。補助金としまして、まちづくり活動推進会ほか2団体への補助金、高等学校通学費助成事業補助金、子育て世帯等移住・定住応援事業補助金及び3世代同居応援事業補助金でございます。

15節積立金につきましては、防衛施設周辺整備調整交付金事業基金の預金利子でございます。

27節公課費につきましては、町民バスの自動車重量税でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

引き続き、32ページでございます。

7目電子計計算費でございますが、各種電算機器及び各種システムの管理運営に要する経費でございます。

11節需用費につきましては、電算関係消耗品のほかコンピュータウイルス対策ソフトの更新料などがございます。

12節は、インターネット接続料、データ通信光回線網通信料、本庁と出先機関の回線通信代などがございます。

13節委託料につきましては、電算業務処理に伴います総合行政情報システム、これは社会保障・税番号制度対応のためのものがございますが、その保守、各種電算システム運用に伴います保守、自治体情報システム強靱化向上対策システム保守業務委託料などがございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなど情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の借上料及び税業務システムや職員用パソコンの借り上げに要する経費でございます。

15節工事請費でございますが、サーバー室内のバックアップ用の空調機器を設置する工事費を計上しているものがございます。

18節備品購入費でございます。庁舎内及び出張所に設置をいたします住基ネット用の端末機器等を購入するものがございます。

33ページになります。

19節でございます。補助金、負担金補助及び交付金でございますが、県高度情報化推進協議会負担金及び共同利用負担料として市町村電子申請システム、中間サーバープラットフォーム利用、自治体情報セキュリティクラウド運用経費に係る負担金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

8目出張所費につきましては、杜の丘出張所の管理事務経費を計上したものでございます。

主なものとしまして、11節需用費はコピー、事務用品代など。

12節役務費は本庁との窓口証明のための通信費。

13節委託料はレジスターの点検料などがございます。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

引き続きまして、9目交通対策費でございます。これにつきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。

1節報酬でございます。交通安全指導員28名分の報酬でございます。

9節旅費につきましては、交通安全指導員の出勤手当でございまして、実績見合いで延べ1,000回分を計上いたしましたものでございます。

11節需用費でございます。春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発のリーフレット代、交通安全指導員の装備用品代、新入生用の黄色い帽子購入に要する経費及び交通安全広報車2台分の車検に伴う修繕料でございます。

12節役務費でございますが、交通安全指導員に係ります交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料などがございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。町交通安全推進協議会及び郡交通安全推進連絡協議会への負担金でございます。

27節公課費は交通安全広報車の自動車重量税でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。町内に設置しております防災無線放送用機器の管理運営に要する経費でございます。

11節につきましては、防災無線子局及び再送信局の電気料及び修理代等でございます。

12節役務費は、黒川消防本部との専用回線の使用料でございます。

34ページをお願いを申し上げます。

13節委託料でございます。防災無線局再免許申請業務委託、防災無線放送施設及びJアラート機器の年間保守点検委託料でございます。

14節市町村につきましては、長者館山再送信局管理用通路の、管理用通路の土地借上料でございます。19節負担金補助及び交付金は電波利用料になります。

次に、11目女性行政推進事業費でございます。こちらにつきましては、男女共同参画推進プランに基づきます事業の推進に要する経費でございます。

1 節報酬でございます。男女共同参画推進審議会委員10名分の報酬でございます。
8 節報償費は、男女共同参画推進リーダー研修会講師謝礼でございます。
9 節旅費につきましては、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償でございます。
11 節需用費につきましては、事務消耗品及び啓発用パンフレットの印刷代と会場におけるお茶代等でございます。

次に、12 目消費者行政推進事業費でございますが、消費生活相談員を配置した窓口の開設及び消費生活講座開催に要する経費でございます。

7 節賃金でございます。消費生活相談員 1 名分に係るものでございます。毎週 1 回、月曜日に窓口を開設するものでございます。

11 節需用費は消費生活啓発用としての回覧板を作成するほか消費生活啓発用品購入及び啓発用リーフレット作成等に要する費用でございます。

19 節負担金補助及び交付金は、県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、諸費の総務課所管分の予算についてご説明をいたします。人権相談、行政相談、町政功労者の表彰、防犯対策及び結婚支援事業に要する経費を総務課分として計上いたしております。

1 節報酬でございます。表彰審査委員会、表彰審査委員会委員 6 名分の報酬でございます。

8 節報償費でございます。結婚アドバイザーの謝礼、人権作文コンクール参加賞及び町政功労表彰者感謝言葉受賞者への記念品代等でございます。

35 ページのほうに移りますが、9 節旅費でございます。結婚アドバイザーの研修の旅費及び表彰審査委員の費用弁償でございます。

11 節需用費でございます。人権啓発用品、社明運動啓発用品や表彰式での消耗品、式次第の印刷、婚活イベント時の消耗品、周知用パンフレットの印刷及び結婚相談所のお茶代等でございます。

12 節役務費でございます。表彰式への案内、婚活イベントのはがき代及び全国町村会総合賠償保障保険料等でございます。

13 節委託料でございます。防犯カメラの保守点検の委託料、婚活イベント及び婚活支援者養成セミナーの委託料でございます。婚活イベントにつきましては、2 回を計画をいたしております、それぞれに事前・事後のセミナーを行うものでございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、婚活イベント時の会場使用料及び参加者送迎用のバス借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、町内の通学路に予定しております防犯カメラ2基の設置工事でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか8団体への負担金及び大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会への補助金でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

同じく13目諸費でございます。34ページからとなります。一番上の財産区地域振興費及びコミュニティ施設費が財政課所管分でございます。ご説明を申し上げます。

35ページ、14節をご参照お願いいたします。使用料及び賃借料につきましては、宮床地区の駐車場用地の借上料でございます。40万985円、切り上げまして40万1,000円の土地借上料の計上でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金につきましては、補助金部分の七ツ森観光協会から次ページ、落合児童館母親クラブまでが宮床、吉田、落合の各財産区から繰り入れを受けまして地域振興に要する経費として予定しているものでございます。その次の地区集会施設建設事業費1,054万であります。金取北地区集会所建設事業に対します補助金で、基本割が480万円、戸数割が574万円で、合計いたしまして1,054万円の計上でございます。

財政課所管分は、以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

同じく13目諸費のうちの防犯対策費でございます。都市建設課所管分につきましては、防犯灯の維持管理及び設置に係る経費について説明をいたします。

11節需用費の光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯2,454基の電気料及び修繕料に要する費用で、電気料が788万円、修繕料が54万円を計上いたしておるところでございます。

15節工事請負費につきましては、既存の防犯灯31基について長寿命の省エネタイプLED防犯灯に切りかえる要する費用、それから防犯灯の新設、電柱等への添架でございますけれども、25基の設置に要する費用で258万2,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

同じく13目諸費でございます。町民生活課所管分につきましては、自衛官募集事務費6万2,000円となるものでございます。

9節旅費につきましては1万3,000円の旅費。

11節需用費につきましては、1万円の消耗品代。

12節役務費につきましては、9,000円の自衛官募集事務に係る通信運搬費。

19節補助金につきましては、3万円の自衛隊父兄会への補助金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

税務課長三浦伸博君。

税務課長（三浦伸博君）

36ページ、2款2項徴税費でございます。1目税務総務費につきましては、税務事務の管理費及び税務一般に要する経費を計上をいたしておるところでございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、総務課で所管をいたしております固定資産評価審査委員会の委員3名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、事務消耗品、税務証明書の用紙の印刷製本費等でございます。

37ページの19節につきましては、負担金といたしまして仙台北税務署管内地区税務協議会、資産評価システム研究センター、宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。また、補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地・家屋の評価事務及び徴収事務等に要する経費を計上いたしておるところでございます。

4節共済費及び7節賃金につきましては、給与支払い報告書整理、申告相談事務補助員及び収納に係ります事務嘱託員の社会保険料及び賃金でございます。

8節報償費につきましては、口座振替推進キャンペーン用記念品等、さらには納税貯蓄組合71組合に対します完納報償金等でございます。

9節旅費につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会に要します旅費でございます。

11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳納税通知書の印刷及び徴収事務に係ります督促状、催告書の印刷代、事務用品、公用車の燃料代等の経費でございます。

12節役務費につきましては、納税通知書等の通信運搬費、さらには口座振替、差し押さえ不動産鑑定手数料等でございます。

13節委託料につきましては、町県民税、家屋評価システム、滞納管理システム保守業務及び固定資産税基礎資料更新業務、評価がえ不動産鑑定評価業務、並びに28年度に債務負担行為を頂戴しまして28年度から業務を行っております航空画像撮影によります異動修正業務等に要する経費の計上をいたしておるところでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、固定資産管理システム、滞納管理システムの借上料及び地方税電子申告システムのサービス利用料等に要します経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。

38ページをお願いいたします。

23節償還金利子及び割引料につきましては、町民税、固定資産税等の税額の修正等によります過年度の還付金及び加算金の計上をいたしておるところでございます。

27節公課費につきましては、自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく38ページになります。2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、町民生活課窓口での各種諸証明、手続等に要する経費でございます。

11節需用費につきましては、各種証明申請書、コピー代などでございます。

12節役務費につきましては電話料、ファクス回線使用料、はがき代などでございます。

13節委託料につきましては、戸籍総合システム保守料及びレジスターの管理料並びに吉岡南第二地区換地に伴う住所変更などに伴う業務委託料でございます。

14節使用料につきましては戸籍総合システムの借上料。19節負担金補助及び交付金につきましては、県戸籍住基事務協議会への負担金及び個人番号カード関連事務の委託に係る交付金でございます。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、39ページになります。

2款4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。

1節でございます。1節及び9節旅費につきましては、選挙管理委員4名分の報酬と費用弁償になるものでございます。

11節需用費につきましては、参考図書の購入代等事務消耗品等でございます。

次に、2目選挙啓発費についてでございます。

8節報償費は選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代であります。

9節旅費につきましては、選挙啓発研修会の費用弁償でございます。

14節使用料及び賃借料は駐車場使用料でございます。

3目県知事選挙執行費につきましては、本年11月20日に任期満了となります宮城県知事選挙の選挙事務に要する経費を計上いたしましたものでございます。

1節報酬は選挙管理委員、投開票立会人等の報酬でございます。

7節賃金につきましては、選挙広報配布作業員等の賃金でございます。

8節報償費につきましては、ポスター掲示場の設置使用謝礼でございます。30カ所を予定しているものでございます。

9節旅費につきましては、投開票立会人等の費用弁償でございます。

11節需用費でございますが、投票所入場券の印刷代及び選挙事務に要します消耗品代、投票所のお茶代等でございます。

12節役務費につきましては、投票所入場券の郵送料等でございます。

13節委託料につきましては、ポスター掲示場の設置委託、期日前及び当日システムの委託料、投票用紙計算機の保守点検料などでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、会場の借上料、投票箱送致用のタクシーの借上料及び開票用備品の借上料でございます。

18節備品購入費でございますが、投票記載台、投票所物品用トランク購入費用でございます。今年度投票所が2カ所ふえることとなりますので、来年度ですね、そのためのものを購入するものでございます。

39ページ、最下段の参議院議員選挙執行費及び次の40ページの大和町土地改良区総代選挙執行費につきましては、28年度に行われたものでございまして、全て減となるものでございます。

次に、5項統計調査費、5項1目統計調査費でございます。今年度につきましては、6月1日を基準日に工業統計調査が実施されるところでございます。また、就業構造基本調査などの実施及び準備等に要する経費を計上いたしたものでございます。

1節報酬は、工業統計調査調査員5名、就業構造基本調査調査員7名、住宅土地統計調査指導員4名の報酬でございます。

8節報償費は就業構造基本調査記入者への謝金でございます。

9節旅費につきましては、統計調査員の費用弁償でございます。

11節需用費は、統計調査に要します事務消耗品代等でございます。

12節役務費につきましては、調査員事務連絡用等の郵送料及び電話料等でございます。

19節負担金補助及び交付金は、県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会への補助金でございます。

次に、6項1目監査委員費でございます。監査委員2名、職員1名によります年間の監査に要します経費を計上いたしておるものでございます。監査につきましては、例月出納検査、随時監査、定期検査、決算審査、財政援助団体等の監査を予定しております。それらの監査に要する年間の経費を計上いたしております。

1節及び9節は監査委員2名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、参考図書を購入代等でございます。

19節負担金補助及び交付金は、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でござ

います。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、民生費の3款1項1目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及び民生委員協議会、さらに生活保護の事務費、国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等の業務経費でございます。

1節報酬につきましては、民生委員推薦委員会委員7名の報酬でございます。

7節賃金につきましては、生活保護相談員及びセラピー広場管理作業に要する賃金でございます。

8節報償費につきましては、地域福祉計画策定委員会委員14名の報酬及び講師謝礼に要する費用でございます。

9節旅費につきましては、民生委員推薦会及び推薦準備会に係る費用弁償でございます。

次のページにかかります11節需用費につきましては、事務用品等の消耗品及び申請書等の印刷製本費、公用車の車検整備代等に要するものでございます。

12節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、行旅死亡人に係ります公告・死体検案書等の手数料、公用車の車検手数料、損害保険料等でございます。

13節委託料につきましては、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務、行旅死亡人に係ります火葬業務及びセラピー広場管理業務に要する委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町社会福祉協議会、町ボランティアセンター、民生委員協議会、町遺族会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、火災等の災害一時扶助及び浮浪者への一時扶助に要する費用でございます。

25節積立金につきましては、長寿社会対策基金への積立金利子でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への法定内での一般会計からの繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、老人保護

措置費、いきいきサロン事業、さらには老人クラブ支援、大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会事業、高齢者生活支援事業に要する経費でございます。

8節報償費につきましては、敬老会アトラクション出演謝礼に係ります報酬及び敬老者への記念品に要する償賜金で、11節需用費の主なものといたしましては、敬老者の食糧費、事務用品、配付物印刷代、さらには敬老会のお手伝いをいただきますボランティアの皆様への食糧費でございます。

12節役務費につきましては、敬老会の案内に係ります通信運搬費及び介護給付費審査支払手数料でございます。

43ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、高齢者の生活支援事業といたしまして寝具洗濯乾燥消毒サービス等に要する費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センター連合会へ賛助会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費、さらには社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者等への利用者負担軽減措置といたしましての介護保険低所得者利用者負担軽減対策事業費の負担金でございます。補助金といたしましては、地域福祉活性化事業のとなりぐみ生き生きサロンへの補助金、さらには大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、80歳以上の敬老者の皆様方への敬老祝い金、介護用品購入費助成費用、さらには偕楽園及び仙台長生園等の入所者に係ります老人保護措置費に要する費用でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計へ必要経費を繰り出しするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目国民年金費でございます。国からの委託事務であり、国民年金事務に要する経費でございます。

11節需用費は関係法令の追録代、さらには消耗品代。

12節役務費につきましては、郵便料金等の通信費、インターネットの使用料など。

13節委託料につきましては、年金ネットの保守料でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

4目障害者福祉費でございます。主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体・知的・精神の3障害者、障害児への給付や生活支援に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、来庁された聴覚障害者への窓口手続の通訳、相談業務としての手話通訳者の配置に係ります賃金でございます。

8節報償費につきましては、身体障害者・知的障害者相談員への謝金、障害者福祉計画推進協議会委員、障害支援区分認定調査員等への報奨金でございます。

9節旅費につきましては、認定調査員の費用弁償でございます。

11節は事務用品及び印刷製本費等でございます。

44ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、システム回線の通信料、主治医の意見書作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付費等請求審査支払手数料及び成年後見制度利用支援事業に係ります支払手数料等でございます。

13節委託料につきましては、障害福祉サービスシステム・マイナンバー対応に係りますシステム改修費用、第4期障害者基本計画及び第5期障害福祉計画策定業務、相談支援業務、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等及び地域活動支援センター運営に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、認定調査員が認定調査時に要します駐車場使用料、障害福祉サービスシステム借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして黒川行政事務組合における障害者自立支援審査会への負担金、補助金といたしましては町身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営費補助並びに自動車運転免許取得等自発的活動支援事業者への助成金でございます。

20節扶助費につきましては、障害者への日常生活用具、更生医療、補装具、難聴児

補聴器に要する費用及び居宅介護やショートステイ、グループホーム等の施設入所、放課後デイサービス等の障害福祉サービス費に要する費用でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

11節需用費につきましては、センターの維持管理に要します燃料費等光熱水費及び修繕費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、浴場水質検査料、火災保険料でございます。

45ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、センターの総合案内、公衆浴場の管理、機械設備保守点検等の施設管理等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、総合センター内にあります食堂の業務用食器洗浄機の借上料及びテレビ聴取料でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節負担金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費の負担金と医療給付の負担金でございます。

28節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への法定ルール内での繰出金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、

心身障害者医療助成費、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療費給付事業、子ども・子育て支援対策費、幼稚園就園奨励教育振興費、児童支援センター事業に要します経費であります。

1 節報酬は、子ども・子育て会議委員に対します報酬であります。

46ページお願いいたします。

7 節賃金は、あんしん子育て医療事務補助員及び心身障害者医療事務補助、子育て支援課業務事務補助員、生活相談員に係ります賃金であります。

8 節報償費は、ことばの教室講師謝金及び虐待防止研修会講師謝金、虐待防止連絡協議会委員謝礼であります。

9 節旅費は、虐待防止連絡協議会委員の旅費、また、子ども・子育て会議委員の費用弁償でございます。

11 節需用費は、図書購入代、コピー代等の消耗品、公用車の燃料代、子育て情報誌の「ぼっかぼか」の印刷製本費、会議用のお茶代、さらに児童公園管理に係ります水道料金及び小破修繕費であります。

12 節役務費は、郵便料金等の通信運搬費、手数料は児童遊園の水道開栓手数料であります。公用車の自動車損害賠償保険料等で、保険料であります。

13 節委託料は、児童支援センター運營業務委託費、あんしん子育て医療給付、未熟児養育医療費給付の審査及び支払業務委託、児童遊園の遊具点検業務であります。

14 節使用料及び賃借料は、児童福祉担当者の研修会及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場使用料であります。

19 節負担金補助及び交付金は、子育てサークルへの補助、幼稚園教育振興補助金として町内にあります幼稚園への補助、さらに市立幼稚園就園補助金としまして私立幼稚園に通園する町内通園児の保護者へ助成を行うものであります。

20 節扶助費は、あんしん子育て医療費助成及び心身障害者医療費助成、未熟児養育医療給付費として助成をいたすものでございます。

47ページお願いいたします。

続きまして、2 目児童措置費のうち子育て支援課所管分の児童手当支給等についてご説明を申し上げます。児童手当につきましては、ゼロ歳から15歳までの約4,200名の12カ月分の児童手当支給事務に要します経費であります。

7 節賃金は、児童手当支給事務補助員の賃金であります。

11 節需用費はコピー代、事務用品購入代等の消耗品、児童手当現況届け出封筒の印刷製本費で、12 節役務費は児童手当現況届け出の通知等の送料の郵便料金であります。

20節扶助費は、児童手当の支給費でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく、2目児童措置費でございます。町民生活課分、所管の分でございます。誕生祝事業記念祝詞に要する経費24万9,000円と第3子以降の育児支援に要する経費1,303万9,000円でございます。

11節需用費は、台紙及びメッセージカードの印刷代並びに消耗品代でございます。

20節扶助費につきましては、第3子以降の出生、小・中学校入学の祝い金でございます。出生につきましては、10万円×85件、小学校につきましては5万円×60件、中学校につきましては5万円×30件を予算計上しておるものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3目母子福祉費につきましては、主に母子・父子家庭医療費助成に要します経費でございます。

11節需用費は、コピー代、事務用品の購入代の消耗品費、受給者証等の印刷製本費。

12節は受給資格者証等の送付の郵便料金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への補助金でございます。

20節扶助費は、母子・父子家庭への医療費助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営と私立保育園であります菜の花、すぎのこ、杜の丘の各保育園の運営委託及び一時預かり、延長保育等に要します経費でございます。

1節報酬は、もみじヶ丘保育所の小児科医師及び歯科医師に対します報酬であります。

48ページお願いいたします。

7節賃金につきましては、もみじヶ丘保育所の保育士あるいは用務員に係る臨時職員の賃金でございます。

8節報償費は、もみじヶ丘保育所への入所・退所の児童に対します記念品あるいは運動会時の商品等に要します経費でございます。

9節旅費は、保育士の研修旅費でございます。

11節需用費は、教材費等の消耗品費、灯油あるいはプロパンガスの燃料費、あるいは子育て文集の印刷製本費、電気料金等の光熱水費、小破修繕費、給食等の賄い材料費でございます。

12節役務費につきましては、電話料金等の通信運搬費、エアコン等清掃の手数料、建物火災保険料でございます。

13節委託料は、菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園への運営委託、もみじヶ丘保育所に関する給食業務、清掃業務あるいは除草業務、消防設備点検、警備業務等に係ります委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、保育業務システム、もみじヶ丘保育所のAED並びに印刷機のリース料、遠足時バス借上料、もみじヶ丘保育所の清掃用具の借上料でございます。16節原材料は、もみじヶ丘保育所の畳を購入するものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、認可保育園、事業所内保育園の給付負担金及び日本保育園保健協議会、黒川地区防火管理者協議会等各種協議会及び研修会等の負担金に係るもの。また、補助金は認可外保育施設に対します運営経費の一部補助、あるいは認可外保育施設利用者への、今回改めて新規事業であります利用者の、認可外保育所保育施設利用者への利用料への一部補助。一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助するものでございます。

49ページお願いいたします。

5目児童館費は、7児童館の管理運営に要します経費と放課後児童対策としての放課後児童クラブの運営に要します経費でございます。

1節報酬は、7児童館の児童館運営協議会委員への報酬でございます。

7節賃金は、4児童館の児童厚生委員13名分、宮床児童館用務員の賃金でございます。

8節報償費は、各児童館行事の講師謝金でございます。

9節旅費は、職員研修旅費、児童館運営委員の費用弁償であります。

11節需用費は、児童クラブ教材費、コピー代等の消耗品費、児童館施設管理に要する燃料・光熱水費、各児童館の小破修繕でございます。

50ページお願いいたします。

12節役務費は、電話料、切手代等の通信運搬費、ピアノ調律等の手数料、施設の火災保険料、施設賠償保険料でございます。

13節委託料は、よしおか放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営委託、各児童館の清掃業務、消防点検等の業務委託でございます。

14節使用料及び賃借料は、各児童館のAEDのリース、遠足、児童館行事に係るバス借上料であります。

18節備品購入費は、宮床児童館及び吉岡児童館の掃除機の更新、鶴巢児童館におきましては幼児クラブ用のテーブルの更新を行うものでございます。

19節負担金補助及び負担金は、宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会への負担金及び防火管理講習会の受講料、各児童館母親クラブへの補助金等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、3款3項1目復興支援費でございます。東日本大震災によります災害復興住宅融資利子補給補助金及び災害援護資金の貸し付けに要するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、災害復興住宅融資に係ります利子補給の補助金でございます。

21節貸付金につきましては、災害援護資金の貸し付けを見込んだものでございます。
続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。51ページをお願いいたします。保健衛生総務費の主なものといたしまして、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品贈呈事業、栄養改善、健康づくり推進、明るく元気で生きたいわ～健康たいわ21、自殺予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資繰り出し、合併処理浄化槽特別会計への繰り出し等に要するものでございます。

1節報酬につきましては、食育推進会議の委員11名分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、乳幼児健康診査、育児相談、訪問指導及び代替職員に係ります保健師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、助産師等の賃金でございます。

8節報償費につきましては、保健推進員、乳幼児健診時の医師・歯科医師への謝礼、健康たいわ21推進委員、健康づくり推進協議会委員への謝礼等及び献血の際の記念品代、さらには出産祝い品贈呈事業の絵本購入等に要する費用でございます。

9節旅費につきましては、食育推進員の費用弁償及び保健師の研修旅費等でございます。

52ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、健康づくり推進事業、母子健康手帳、乳幼児健診及び各種健診時等の医薬材料費の購入費、印刷製本費並びに公用車の燃料費、修繕等に要する費用でございます。

12節役務費につきましては、郵送料の通信運搬費及びクリーニング代、計量器の検査手数料並びに公用車の保険料等でございます。

13節委託料につきましては、休日の当番医制度事業及び妊婦健診、各種乳幼児健診等に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、ふれあい教室研修時のバス借り上げ、精密健康診査対象者ケア会議等の有料道路通行料でございます。

18節備品購入費につきましては、デジタルベビースケール、診察室診察用椅子の購入費に充てる費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして黒川病院への大和町分の負担金として黒川行政事務組合への負担金、さらには各種医療対策委員会等への負担金でございます。補助金といたしましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成金でございます。

24節投資及び出資金につきましては、上水道の広域化対策事業及び旧簡易水道事業

につきましての水道事業会計への出資金でございます。

28節繰出金につきましては、水道事業会計に高料金対策及び旧簡易水道への補助、及び合併処理浄化槽の建設分と管理分の一部として戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金等でございます。

続きまして、53ページの2目予防費でございます。予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要する費用等でございます。

7節賃金につきましては、各種健診表の送付手続に係ります事務補助員、各種健診、健康相談時におきます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等に要する賃金でございます。

8節報償費につきましては、予防接種健康被害調査会委員6名への謝礼、健康づくりモデル事業の講師謝礼等でございます。

11節需用費につきましては、各種健診の申込書、通知書の印刷代、さらには予防接種等の通知、予防接種券の印刷、医薬材料費に要する費用でございます。

12節役務費につきましては、予防接種、各種がん検診等の通信運搬費及びクリーニング代でございます。

13節委託料につきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種法に基づきます個別予防接種及び感染症法に基づきます結核健康診断、さらに健康増進法に基づきます健診の一般的な基本健診並びに各種がん検診の委託に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、予防接種従事者及びがん検診研修会等の際の駐車場使用料でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目環境衛生費になります。町民生活課分についてご説明をさせていただきます。

最初に、環境衛生総務費3,112万6,000円の内訳でございます。

7節賃金は花壇の耕起管理の賃金となるものでございます。

8節報償費は環境美化推進員の謝金でございます。

11節需用費は防疫薬剤の購入費、花いっぱい運動の花代、肥料代、ごみ啓発チラシ印刷代、それから防疫機械の修繕料などでございます。

12節役務費は空き地除草の際の通信費でございます。

13節委託料は不法投棄防止事業としてのパトロール及び撤去作業の委託、臨時粗大ごみ引取日のごみの運搬業務委託、春・秋町内一斉清掃時のごみ運搬業務委託、不法投棄ごみ処理の業務委託、さらには町道周辺清掃業務の委託料でございます。

18節備品購入費は防疫薬剤散布機械の購入費でございます。

19節補助金は町環境衛生組合連合会並びに黒川食品衛生協会大和支部への補助金となるものでございます。

次に、環境計画推進費のうち53万円の内訳となりますが、これにつきましては、エコファクトリー周辺対策としての水質検査、ダイオキシン検査、アスベスト検査の検査機械の委託料となるものでございます。

次に、環境マネジメントシステムの事業推進費57万2,000円の内訳でございます。

11節需用費はプラごみ用の袋の購入代。

13節委託料はペーパーリサイクル処理費の委託料。

19節負担金はみやぎグリーン購入ネットワークの年会費でございます。

続きまして、公害対策費130万1,000円の内訳となるものでございます。

11節需用費につきましては、乾電池及び記録用紙などの消耗品代。

13節委託料は河川水質検査業務委託料及び米軍の射撃訓練時の振動・低周波の測定業務委託料となるものでございます。

次に、狂犬病予防費314万6,000円の内訳でございます。

11節需用費は犬の鑑札、シール作成料、啓発グッズ代、集合注射通知用の印刷代、また公用車の燃料、整備費などでございます。

12節役務費は電話料、公用車の保険料などでございます。

13節委託料につきましては、狂犬病予防集合注射時の業務委託料でございます。

14節使用料は狂犬病予防注射時の会場の借上料。

27節公課費は公用車の重量税でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分の環境計画推進費、再生可能エネルギー等導入事業費について、ご説明いたします。53ページにお戻り願います。

1節報酬につきましては、環境審議会委員への報酬でございます。

54ページをお願いします。

9節旅費につきましては、環境審議会委員費用弁償でございます。

12節役務費につきましては、役場庁舎ほか5施設に係ります太陽光発電設備の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、保健福祉総合センターと鶴巣防災センターに設置いたしました太陽光発電設備の自家用電気工作物保安管理業務委託料でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費になります。一般廃棄物処理費とごみ埋立場の維持管理費でございます。ページは55ページをお願いいたします。

1節報酬は廃棄物減量等推進審議会委員9名の報酬となるものでございます。

8節報償費は資源回収奨励金で資源回収団体に対する1キロ当たり3円の奨励金となるものでございます。

9節旅費は廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償となるものでございます。

11節需用費はクリーンステーションの立て看板、ポール、それから一般家庭用のごみ収集計画表、廃棄物処理券、搬入許可証の印刷代など、さらには修繕料としましてもみじヶ丘クリーンステーションの塗装修繕代を予算計上してございます。

12節役務費はクリーンヤードコンテナ保管庫の火災保険料。

13節委託料につきましては、一般廃棄物の収集運搬委託料、それからごみ埋立地の除草業務委託料となってるものでございます。

19節負担金につきましては、黒川行政事務組合の負担金でございます。これの内訳ですが、し尿処理経費分として1,916万8,000円、ごみ処理経費分として7億3,853万6,000円、最終処分場経費としまして2,178万2,000円となっておりますのでございます。

補助金につきましては、クリーンステーション30カ所分の整備の補助金でございます。
以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

農業委員会事務局長熊谷 実君。

農業委員会事務局長 （熊谷 実君）

引き続きまして、5款農林水産業費でございます。1項農業費1目農業委員会費。
農業委員会の開催、農業委員等の活動に要する経費につきまして計上させていただ
いております。

1節報酬でございます。報酬は現農業委員16名の任期であります7月19日までの報
酬と7月20日から新体制となります農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬を日割
りで算定いたしまして予算措置をお願いするものでございます。

7節賃金は農業者年金関係台帳等整備に伴う事務補助員に要するものでございます。

8節報償費は新体制となる農業委員を選考する評価委員3名分の報償金ございま
す。

9節旅費は、農業委員・農地利用最適化推進委員の費用弁償や研修旅費を計上して
おります。

56ページをお願いいたします。

10節交際費でございます。交際費は農業委員会会長の交際費で、前年度同額で計上
しております。

11節需用費の消耗品費はコピー代、委員参考図書等を、印刷製本費は農業委員会だ
よりの発行に係る経費を計上してございます。

12節役務費の手数料は農地利用意向調査の際の郵送料と登記事項証明書のオンライ
ン交付手数料でございます。

13節委託料は農地法に基づく権利移動の許認可などのもとになります農家台帳シス
テムの保守点検に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員研修
時の車借上料、有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。県農業会議ほか2団体への負担金と、認
定農業者連絡会ほかへの活動に対する補助金を計上しているものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

56ページ、続きまして、2目農業総務費でございます。このうち、事業内訳の2番目と3番目、財政課所管分でございます。基幹集落センター等管理費と町民研修センター管理費の内訳についてご説明を申し上げます。この中では、宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンターの4施設の維持管理に要します経費を計上いたしましたものでございます。

主なものでございますが、57ページ、7節でございます。賃金につきましては、各施設の周辺環境整備時の作業員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の管理用消耗品費が24万7,000円、燃料費50万6,000円、光熱水費269万4,000円のほか、使用申請書の印刷代が7万7,000円、各施設の小破修繕に要します経費45万円の計上でございます。

12節役務費につきましては、各施設の通信費あるいは施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務、清掃業務、巡視業務、落合ふるさとセンターの管理業務及び各種施設の防火施設等の保守点検業務の委託料でございます。

なお、昨年度まで賃金で支払っておりました宮床基幹集落センターの清掃業務につきましては、業務を委託する形で委託料への合算計上といたしたところでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、各施設のテレビ受信料及び宮床基幹集落センターの清掃用具借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、宮床基幹集落センター北側の玄関ポーチの修繕工事に要します経費を計上したものでございます。

18節備品購入費の庁用器具費につきましては、宮床基幹集落センターのパイプ椅子台車の購入費。機械器具費につきましては、研修センターの受付業務用のファクシミリ、そのほかの施設のガスコンロの購入代の費用を計上いたしましたものでございます。

財政課長からの分は、以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

それでは、同じく2目の農業総務費の産業振興課分につきまして、ご説明させていただきます。農業総務費につきましては、主に農政推進、あと一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に関するものでございます。

8節報償費につきましては、農協まつりの際の品評会の副賞に要するものでございます。

11節需用費の消耗品につきましては、一般事務用品代でございます。燃料代につきましては、公用車の燃料代。光熱水費につきましては、ふれあい農園水道代、電気代。修繕料につきましては、公用車及びふれあい農園の管理機の修理代でございます。

12節手数料につきましては、車検等の印紙代。保険料につきましては、ふれあい農園管理棟の建物及び公用車の自動車自賠責共済に要するものでございます。

13節委託料につきましては、ふれあい農園の管理委託及び浄化槽の維持管理・清掃委託に要するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、みやぎ農業振興公社及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金。補助金につきましては、舞野生活改善センタートイレ修繕に係る助成でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

続きまして、3目の農業振興費でございます。主に農業の振興、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域等直接支払交付金事業、有害鳥獣対策事業等に要する経費でございます。

58ページをお願いいたします。

1節報酬につきましては、農業振興地域整備促進協議会委員18名分の報酬及び有害鳥獣被害対策実施隊員36名分の報酬でございます。

9節旅費につきましては、農業振興地域整備促進協議会の際の費用弁償及び認定農業者等の研修旅費でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、コピー代、産業まつりの際の参加記念品、イノシシ捕獲用わな及び追い込み用の爆竹、事務用消耗品でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代。食糧費につきましては、多面的機能支払交付金事業の事務指導及び会議の際のお茶代。印刷製本費につきましては、封筒の印刷代等に要するものでございます。

12節役務費につきましては、有害鳥獣対策用の携帯電話に要する経費でございます。

13節委託料につきましては、農業振興地域整備計画変更に係る業務の委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、黒川地域担い手育成総合支援協議会ほか4団体への負担金。補助金につきましては、廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、農業経営基盤強化資金利子補給費、野ネズミ駆除による農地等環境保全対策事業への助成、たいわ産業まつり実行委員会への助成、水稻いもち病やカメムシ防除に係る黒川地域農作物病害虫防除推進協議会への助成、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する際の産直リースハウス事業者に対しての助成、産地育成対策事業としまして曲りねぎ生産に係ります管理機を導入する際の助成、ブルーベリー生産拡大への助成、加工業務用野菜生産対策事業への助成、農業災害対策資金利子助成。

59ページをお願いします。

町内35組織で取り組みます多面的機能支払交付金への助成、中山間地域振興事業としまして吉田みどりの少年団とあさひな農協での特産品普及推進事業への助成、中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取地区の一部の地域が取り組みます農業用施設等の維持保全事業に係る中山間地域等直接支払交付金への助成、有害鳥獣被害対策としまして狩猟免許等の新規取得及び更新に係る経費への助成でございます。

次に、4目畜産業費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県畜産協会及び大和町畜産振興協議会への負担金でございます。補助金につきましては、肥育素牛販売促進対策事業として町内で生産されました子牛を、JAあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成しようとするもの。また、繁殖牛子牛の事故共助事業といたしまして、流産・死産等による共助として助成するものでございます。

25節積立金につきましては、肉用牛貸付事業運営基金への積立金でございます。

次に、5目農地費でございます。農地一般と県営土地改良推進事業及び農業集落排水事業等に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、もみじヶ丘ため池周辺の除草及び農業用施設的环境維持管理に要する作業員の賃金でございます。

9節旅費につきましては、技術研修及び現地等検討協議会に係る旅費でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、ニジマス、アユ、ワカサギ等の稚魚放流の際の稚魚代及びコピー代。印刷製本費につきましては、農業農村整備事業管理計画等に

係る印刷代。光熱水費につきましては、舞野大橋街路灯の電気代。修繕料につきましては、農業施設の急破修繕に要するものでございます。

12節役務費につきましては、農業用ため池、水路、頭首工など247カ所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。

13節委託料につきましては、杜の丘調整池管理業務委託料に要するものでございます。

60ページをお願いします。

14節使用料及び賃借料につきましては、労務資材単価の著作権使用料でございます。

15節工事請負費につきましては、ガキ沢ため池のゲート設置、松坂揚水機場ポンプ更新工事に要するものでございます。

16節原材料費につきましては、農道補修用の材料費でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県土地改良事業団体連合会ほか6団体への負担金。補助金につきましては、町内4カ所の排水機場調整事業に係るものでございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計へ繰り出しするものでございます。

6目水田農業対策事業費でございますが、水田農業推進に要する経費でございます。経営所得安定の推進、転作への助成及び人・農地プランに要するものでございます。

7節賃金につきましては、転作の現地確認の際の立会人の賃金でございます。

8節報償費につきましては、人・農地プラン検討委員5名の報償金でございます。

9節旅費につきましては、先進地視察研修に係る旅費でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、印刷用トナー代、事務用消耗品等に係る経費。食糧費につきましては、集落代表者説明会のお茶代等でございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては、集落代表者説明会の案内に係わる切手代でございます。

13節委託料につきましては、水田台帳システム保守料に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、水田台帳地図情報システム賃借料でございます。車借上料につきましては、先進地視察の際のバス借り上げ及び転作の現地確認の際の車借上料でございます。有料道路通行料につきましては、先進地視察の際の高速道路の料金でございます。

61ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、水田農業構造改革対策推進事

業といたしまして、大和町地域水田農業推進協議会及び各集落で取り組んでおります水田農業ビジョン推進事業の助成、落合相川地区で取り組んでおります水稻直播栽培普及事業の助成。水田営農条件整備事業としましては、環境保全型農業直接支払交付金や吉田麓下地区ほか4地区での集団営農用機械整備事業への助成をするものでございます。

5款2項1目の林業振興費でございます。林業の振興の一般、森林の整備、森林病虫害の防除等に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、林道の除草及び伐採等に係る経費でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、森林病虫害等の調査に係るもの。修繕料につきましては、林道の急破修繕料でございます。

13節委託料につきましては、森林管理巡視業務及び林道大平桑沼線ほか除草業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺千本桜の維持管理業務、森林病虫害等防除業務に要するものでございます。

15節工事請負費につきましては、林道高倉線のり面崩落復旧工事に要するものでございます。

16節原材料費につきましては、林道等維持管理・補修用の材料代でございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県林業振興協議会ほか6団体への負担金でございます。補助金の林業地域振興事業費は大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成。

62ページをお願いします。

民有林育成対策推進事業費は吉田愛林公益会ほか3団体が民有林の整備事業を実施しておりますので、県の助成に合わせまして上乗せして助成するものでございます。山の幸振興総合対策事業費は、シイタケのブロック生産に合わせまして木を攪拌するための機械の導入するための助成でございます。

次に、6款1項1目商工総務費につきましては、職員の人件費に係るものでございます。

2目商工振興費につきましては、商業及び工業の振興、企業誘致活動に係る経費でございます。

7節賃金につきましては、大和リサーチパークの緑地の支障木伐採及び除草に係るものでございます。

8節報償費につきましては、企業等連絡懇話会の際の講師の謝礼でございます。

9節旅費につきましては、企業訪問に係る職員の旅費及び東京・名古屋で開催されます企業立地セミナーへの参加の旅費でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、コピー代や事務用品のほか企業訪問の際の手土産、新規立地企業への起工式及び竣工式での祝い品。食糧費につきましては、企業等連絡懇話会に係るもの。印刷製本費につきましては、企業立地ガイド及び工業団地等PRパネルの印刷、修繕費につきましては、企業案内板の修繕に係るものでございます。

12節役務費につきましては、工業団地等のPRに係る新聞広告代でございます。

13節委託料につきましては、2年ごとに実施しております仙台北部工業団地内の除草事業に係る経費でございます。

14節使用料及び賃借料の車借上料につきましては、来庁者への送迎の車代。有料道路通行料につきましては、企業訪問の際の高速道路の通行料でございます。

63ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、大和町中小企業振興資金保証料のほか2団体への負担金。補助金につきましては、くろかわ商工会の経営改善普及事業、地域総合振興事業の助成、割増商品券発行事業への助成、商店街担い手育成支援事業は大和まるごと市への助成、大和町中小企業振興資金等利子に対する助成、店舗物件取得改修事業費につきましては、空き店舗などを取得・改修して起業する方への助成、企業等奨励金につきましてはコバヤシほか4社に対する奨励金等に係るものでございます。

21節貸付金につきましては、大和町中小企業振興資金の預託金でございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、大和町中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。観光振興一般、観光施設維持管理、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の物産振興に係るための大和町観光物産協会への助成や各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、船形山登山道、升沢七ツ森遊歩道、旗坂野営キャンプ場の除草の賃金及び七ツ森遊歩道と升沢避難小屋の管理人に要する賃金でございます。11節需用費の消耗品につきましては、イベント用消耗品のほか旗坂キャンプ場の清掃用具代でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代。印刷製本費につきましては、まほろば大使の名刺の印刷。光熱水費につきましては、旗坂野営キャンプの公衆トイレの電気料。修繕料につきましては、花野果ひろばの屋根・壁及び観光施設

の小破修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、旗坂野営キャンプの水質検査料及びイベントで着用します着ぐるみのクリーニング代。火災保険料につきましては、陶芸体験ほか観光施設9施設に係るものでございます。自動車賠償保険につきましては、公用車の任意保険料。保険料につきましては、尾花沢花笠踊り及び花巻市の石鳥谷まつりの参加者の保険料でございます。

13節委託料につきましては、セツ森陶芸体験館、セツ森ふれあいの里、四十八滝公園、ダイナヒルズ公園の4カ所に係る指定管理料のほか13カ所の公園管理及び旗坂野営キャンプ場、ふれあいの里の浄化槽維持管理・清掃、吉岡宿本陣案内所への委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の会場借上料につきましては、船形山入山の際の冬場の専用のポストの設置で小屋に係るものでございます。車の借上料につきましては、山形県尾花沢市で開催される花笠踊りほか交流参加の際の送迎用バスの借上料でございます。有料道路通行料につきましては、花巻市石鳥谷まつりの参加の際の高速道路通行料でございます。

64ページをお願いいたします。立輪水辺公園のトイレの改修や旗坂野営キャンプ場の浄化槽の修繕、四十八滝運動公園の駐車場の配管布設工事に係るものでございます。18節備品購入費につきましては、公用車の夏用のタイヤ、デジタルカメラの購入に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか6団体等への負担金。補助金につきましては、大和町観光物産協会運営の助成、お立ち酒全国大会実行委員会及び島田飴まつり実行委員会への助成、セツ森湖畔公園花まつり実行委員会の助成、まほろば夏まつり実行委員会の助成でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

続きまして、7款土木費になります。1項土木管理費1目の土木総務費につきましては、土木管理、それから用地対策事務に要する経費でございます。65ページになり

ます。

11節需用費の消耗品につきましては、法令図書の追録代、参考図書の購入等に要する費用。食糧費は事業説明会に係るお茶代の費用であります。

12節役務費につきましては、携帯電話3台分の使用料、それから登記事務証明の発行手数料に要する費用であります。

13節委託料は、町道の路線網図作成業務、国土調査誤訂正に係る測量業務に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、説明会の会場借上料、それから仙台法務局等への用務の際の駐車場使用料、あわせて建設物価版の著作権使用料であります。

16節原材料費につきましては、用地境界用のくい及びプレートの購入に要する費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県道路協会ほか11団体への負担金でございます。

次に、2項道路橋りょう費1目の道路維持費につきましては、道路・側溝・舗装の各修繕、街路樹の剪定・除草、道路維持作業車の管理、町道の維持管理及び街路灯・バスターミナルの管理等に要する費用であります。

7節賃金につきましては、山間部等の町道除草の地区委託分、それから街路樹の選定・除草、路肩補修等に係る作業賃金であります。

11節需用費の消耗品につきましては、土のう袋や除草剤等道路維持作業資材のほか、グレーダー、ショベル、3トン半ダンプ等の公有車両に係る消耗品等でございます。

66ページをお開き願います。

燃料費につきましては、道路維持管理車両のガソリン及び軽油等に係る費用でございます。光熱水費につきましては街路灯・バスターミナルに係る電気料及び上下水道料に係る費用でございます。修繕料につきましては、公有車両の車検修理費及び街路灯の修繕費に要する費用であります。

12節役務費につきましては、車検時の印紙代及び都市建設課所有車両の自動車損害保険料、バスターミナルの待合所等の火災保険料に要する費用であります。

13節委託料につきましては、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、堆積土砂の撤去作業業務、バスターミナルの待合所の清掃・警備に要するもののほかに1カ月分の除雪に要する費用を計上してございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、町道升沢線ほか3路線の土地借上料でございます。15節工事請負費につきましては、町道大崎三ノ関線ほか4路線の側溝修繕及

びもみじヶ丘幹線3号線の歩道修繕工事に要する費用でございます。

16節原材料費につきましては、道路の維持修繕用の碎石、アスファルト合材、側溝用ふたなどの購入に係る費用であります。

27節公課費につきましては、3トン半ダンプの自動車重量税であります。

続いて、2目の道路新設改良費につきましては、国土交通省補助事業、防衛省補助事業、町単独事業に要する経費でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、コピー代及び積算資料、図書購入代、その他一般事務用品に係る費用。食糧費は工事等の説明会に係るお茶代等。印刷製本費は補助事業等の事業申請に係る図書作成等に係る費用でございます。

13節の委託料につきましては、国土交通省補助事業で行う橋りょう23橋の定期点検業務に要する費用でございます。

67ページになります。

14節使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、土木積算システム機械借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、防衛省補助事業で引き続き行う桧木上舞野線、流通平1号線及びもみじヶ丘幹線3号線の舗装改良工事、平成29年度から新たに幕柳大平線及び前河原熊谷線の舗装改良工事並びに天皇寺地区の排水路整備工事に要する費用で、町単独事業におきましては太田小鶴沢線の舗装新設工事、原子附ノ川線の局部改良工事で行います待避所2カ所の設置工事に要する費用でございます。及び蒜袋宮前線の改良舗装工事に要する費用でございます。

19節負担金補助及び交付金についてであります。この費用につきましては、国土交通省で施工しております吉田川の河川改修工事に伴う町道桧木上舞野線の丸子淵のかけかえ工事に伴う負担金に要する費用でございます。

続いて、3目の橋りょう維持費につきましては、橋りょうの維持管理に係るもので、13節委託料につきましては、樋場橋の支障雑木の除去作業に要する費用であります。

続いて、4目の交通安全施設整備事業費につきましては、交通安全施設の整備に要する経費でございます。

15節工事請負費につきましては、交通安全施設として区画線並びにガードレール等の設置工事に要する費用でございます。

16節原材料費につきましては、カーブミラー及び視線誘導標の購入に係る費用でございます。

続きまして、3項河川費1目の河川費につきましては、吉田川ほか6河川及び三峰

防災調整池に係る河川愛護活動及び河川敷等の維持管理に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、河川の支障木等撤去作業及び三峰防災調整池除草作業に要する費用でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、オイルの吸着マットの購入、光熱費につきましては西川樵橋樋管に係る電気料でございます。

13委託料につきましては、西川樋管操作管理に要する費用でございます。

15節工事請負費につきましては、準用河川小西川及び明ヶ沢川の河川工事に要する費用でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護会、21地区で構成しておりますけれども、それに対する助成金でございます。

22節補償補填及び賠償金でございますが、準用河川明ヶ沢の改修工事に伴う水道管の移設に要する費用でございます。

続きまして、4項都市計画費1目の都市計画総務費につきましては、都市計画の事務、それから都市計画審議会及び協会等の負担金に要する経費でございます。

1節報酬並びに68ページになります9節の旅費につきましては、都市計画審議会3回に開催に要する費用でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、都市計画法令図書追録代及びカラープリンターインク代等。それから、食糧費につきましては都市計画審議会開催に係るお茶代等でございます。

13節委託料につきましては、都市計画図書の作成に係る委託料等でございます。

それから、19節負担金補助及び交付金につきましては、全国街路事業促進協議会への負担金であります。

25節積立金は都市整備基金積立金となっております。

2目の下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰り出し分となります。

3目の公園費につきましては、公園緑地・緑道等の維持管理業務及び整備に要する費用であります。

7節賃金は除草・清掃等の作業賃金でございます。

11節需用費の光熱費につきましては、地区等に委託している南五福院公園ほか7公園の電気料及び上下水道料に要する費用でございます。修繕料につきましては、公園の遊具、ベンチ等の施設修繕に要する費用でございます。

12節役務費でございます。手数料は水道の開栓手数料、火災保険料につきましては、トイレ・四阿等の保険料でございます。これは公園施設に係る損害賠償保険料に要す

る費用でございます。

13節委託料につきましては、公園の維持管理費と都市再生整備事業で整備予定の公園の実績経費を計上してございます。公園等の維持管理費の内訳につきましては、東下蔵公園ほか30カ所の都市公園の指定管理分として株式会社大和町地域振興公社へ委託する費用、それから鶴巣公園ほか20カ所、その他の公園を随意契約分として同じく株式会社大和町地域振興公社へ委託する費用、並びに地区等へお願いしてございますもみじヶ丘1号公園ほか5公園分の委託に要する費用、そのほかに公園遊具の劣化点検業務の委託料及び緑地公園の支障木伐採業務に要する費用でございます。また、都市再生整備事業で来年度整備を予定してございます杜の丘2号公園及び3号公園の実施設計に要する費用でございます。

15節工事請負費につきましては、もみじヶ丘2号公園、もみじヶ丘3号公園及び舞野ふるさと公園の遊具の整備・修繕工事に要する費用でございます。並びに都市再生整備事業によります杜の丘1号公園及び4号公園の工事に要する費用でございます。

69ページになります。

5項住宅費1目住宅管理費につきましては、木造戸建て住宅34戸、中高層アパート7棟140戸、合わせて174戸の維持管理に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、木造住宅の解体跡地の除草等に係る作業賃金でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、法令図書を追録代、参考図書の購入等に要する費用でございます。印刷製本費につきましては、入居者への周知用チラシ等に要する費用。修繕料は住宅の雨漏り等の修繕・結露による内装塗装・クロス修繕、排水管の閉塞に係る高圧洗浄作業等に要する費用でございます。

12節役務費につきましては、納入通知書、督促状の郵便料、それから受水槽給水に伴う水道水の検査手数料、それから建物の火災保険に要する費用等でございます。

13節の委託料につきましては、アパートの受水槽の清掃、消防設備点検等の業務並びに町営住宅長寿命化計画策定業務委託に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床下小路住宅、面積1,320平米ございませうけれども、その土地の借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、下町住宅1号・2号棟及び蔵下住宅1号棟へのプロパンガスの地中に埋設しておりますガス管の更新工事、それから木造住宅の解体1棟、それから蔵下住宅2号棟の街灯の更新工事に要する費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午後 3時16分 休 憩

午後 3時26分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長後櫻井和彦。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、引き続き69ページになります。よろしくお願いいたします。

8款1項消防費1日常備消防費でございます。

19節でございますが、黒川地域行政事務組合への消防経費に係ります負担金でございます。

次に、2目非常備消防費でございますが、消防団員565名の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代のほか各種訓練などを行う際の経費を計上いたしているものでございます。

1節報酬でございます。消防団員565名に対します報酬でございます。

8節報償費でございます。団員の表彰の際の記念品代。

9節旅費につきましては、団員の出動手当や研修に係ります旅費等でございます。

70ページのほうを、お願いを申し上げます。

11節需用費でございます。新入団員の活動服と安全靴及びヘルメット、夏季演習用資材等の購入に要します経費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、火災出動、出勤の際の車借上料などでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、縣市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費でございます。防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理に

要します経費及び小型動力ポンプ付軽積載車購入など消防施設整備に係ります経費を計上いたしております。

11節需用費でございます。小型動力ポンプ軽積載車などの燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利標識、消防用ホース等に要します経費、小型動力ポンプ軽積載車に要する修繕費でございます。

12節役務費は消防ポンプ車の保険料等でございます。

13節委託料につきましては、杜の丘地区小型動力ポンプ庫実施設計委託、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、消防自動車車庫の土地借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、荒井地区と石倉地区の火の見やぐら撤去工事費、太田地区と大平上地区の防火水槽修繕工事費及び杜の丘地区小型動力ポンプ庫の建築工事費でございます。

18節備品購入費でございます。小型動力ポンプ付軽積載車1台の購入費、吉岡上町班と中町班の団員への火災出動等の呼び出し用デジタル受令機の購入費及び第1分団から第5分団までの分団旗の購入費用でございます。

19節負担金は、消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料でございます。

71ページのほうに移ります。

27節公課費につきましては、自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費でございます。水防活動に要します経費を計上いたしてございます。

8節報償費につきましては、水防協議会の13名に対する謝礼でございます。

9節旅費につきましては、水防活動出動に対します費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動時の食事代などでございます。

12節役務費につきましては、災害時の有線電話料でございます。

16節原材料費につきましては、水防倉庫に備蓄をいたします土のう用の洗い砂購入に要します経費でございます。

次に、5目災害対策費でございます。地域防災訓練に対します経費、自主防災組織の設置促進及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業等に要します経費を計上いたしております。

1節報酬は、防災会議の委員15名に対します報酬でございます。

8節報償費は、自主防災組織に関します研修会の講師謝礼を計上いたしております。

9節旅費につきましては、防災会議委員の費用弁償であります。

11節需用費につきましては、非常用食料の購入代、南部コミュニティセンター防災備蓄倉庫備蓄品の購入代、自主防災組織に対応いたします救急工具代、地域防災訓練の炊き出し訓練用白米の購入代、防災マニュアル作成代等でございます。

12節役務費につきましては、衛星電話、衛星携帯電話料、震度計情報等回線使用料及び地域防災訓練で使用いたします消火器の詰めかえ手数料などでございます。

13節委託料につきましては、携帯無線機の保守点検委託料や木造住宅耐震診断士派遣委託料などあります。

18節備品購入費につきましては、自主防災組織に貸与いたします発電機の購入に要する経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料及び木造住宅耐震改修工事助成金などに要します経費であります。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

それでは、9款教育費についてご説明申し上げます。1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に係る経費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、教育委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

10節交際費につきましては、教育長交際費でございます。

11節需用費につきましては、事務用消耗品、コピー代及び参考図書購読料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としましては仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対するものでございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局の運営、就学事務、教職員の研修、教育相談、外国語指導助手の招致、学校ICTと確かな学びプロジェクト事業、学び支援コーディネーター等配置事業に要する経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、心身障害児就学指導審議会委員、いじめ問題対策連絡協

議会等委員の報酬でございます。

73ページをごらんいただきたいと思います。

7節賃金につきましては、嘱託員であります教育相談員2名を大和中、宮床中にそれぞれ配置するものでございます。

8節報償費のうち、報奨金につきましては、教職員の各種研修会講師、学び支援コーディネーター、サマースクール等のボランティア、小学校親善陸上記録会指導者等、及び継続開催します「夢と希望と志を語る会」のための講師に対する謝礼でございます。賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものでございます。

9節旅費のうち費用弁償につきましては、心身障害児就学指導審議会委員及びいじめ問題対策連絡協議会など3組織委員、陸上記録会審判長学び支援コーディネーター等に対するものでございます。普通旅費は、教育長が出席します各種会議時の旅費、及び教職員の各種研修会講師旅費などでございます。

11節需用費のうち消耗品につきましては、コピー代など一般事務用品、就学児健診用消耗品などでございます。印刷製本費につきましては、町の学校教育について紹介する冊子「大和町の学校教育」、小・中学校教員を対象に募集する教育論文集などに要するものでございます。

12節役務費のうち通信運搬費につきましては、通信用切手代、ファクシミリ回線利用料。手数料につきましては、児童検査用器具点検料ほかでございます。保険料として公用自動車損害保険料、陸上記録会損害保険料などを計上しております。

13節委託料につきましては、年2回実施しております標準学力調査、1回のアイチェックにかかわるもの、2年目になります土曜学習まほろば塾、新規事業として実施します心のプロジェクトユメセン事業及び外国語指導助手の業務委託料でございます。外国語指導助手ALT3名委託料につきましては、9款3項2目前年度の教育振興費より科目の変更を行ってございます。

14節使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、教職員パソコン、教職員用、失礼しました。教育用パソコン、教職員用パソコンの賃借料。車借り上げにつきましては、緊急時児童輸送、特別支援学級移動学習、「夢と希望と志を語る会」時における借上料。教育関係会議による有料道路通行料、駐車場使用料の計上でございます。

18節備品購入費の庁用器具費につきましては、9款2項1目学校管理費より科目を移動しております小中学校職員用パソコン購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては黒川けやき教室を運営しております黒川地域行政事務組合に対します負担金のほか4団体に対する負担金でござ

ございます。

25節積立金につきましては、学校校舎建設基金、学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものでございます。

74ページをお願いしたいと思います。

続いて、28節繰出金につきましては、奨学事業特別会計への繰出金でございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校6校の施設維持管理及び児童・教職員の健康診断、学校管理用の備品などの購入に要する費用の計上を行っております。

1節報酬につきましては、学校医16名（内科・耳鼻科・眼科・歯科）、薬剤師4名に対します報酬でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員、各小中学校の環境整備の作業員、体育巡視員及びプール監視員の賃金でございます。

8節報償費、賞賜金につきましては林間教育サポーターへの謝金、賞賜金につきましては運動会賞品及び卒業記念品代に要します費用でございます。

11節需用費の主なものとしまして、小学校6校で必要とします消耗品及び小学校施設維持管理に要する燃料費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設備品などの修繕でございます。

12節役務費につきましては、電話使用料、インターネット回線使用料、プール水検査料、火災保険料、施設賠償保険などの経費についての計上でございます。

13節委託料につきましては、児童及び教職員の循環器健診などの健康診断、学校業務員8名、除雪、学校警備の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の主なものとしまして、車借上料につきましては陸上記録会、学校間交流事業等の児童輸送のほか難波地区児童輸送車借り上げにかかわるもの、旧難波分校校舎、旧嘉太神分校校舎を利用した学習活動を行います林間教育に要する児童輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費の学校用備品につきましては、小学校6校にかかわります学校管理用備品の計上でございます。

75ページになります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下における児童の災害共済負担金及びほか4件の各種協議会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。教育振興費につきましては、教材用備品の整

備、魅力ある学校図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業にかかわります経費でございます。

7節賃金につきましては、学校図書支援員及び学習支援員を配置する経費でございます。

続きまして、8節報償費につきましては、スクールソーシャルワーカーへの報償金でございます。

11節需用費につきましては、ICT機器関連分を含む教材の消耗品代でございます。修繕料につきましては、パソコン等の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、小学校におけます不用試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの損害保険料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材及び学校図書購入に要します経費についての計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童の保護者に対するの交付金及び学校・地域共学推進事業としての各学校に交付するものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護並びに特別支援学級児童に対する学用品や給食費等の扶助費でございます。

3目施設整備費につきましては、小学校施設の維持管理に要します経費でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、消耗品として砂、碎石、消火器の更新費用、修繕料としての小破修繕などがございます。

12節役務費につきましては、小学校におけます不用物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、FF暖房機、自家用電気工作物、消防設備、小荷物専用昇降機等の保守点検などの業務委託料でございます。

76ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、みやぎ環境交付金事業による吉田小学校屋内運動場照明器具LED24灯でございますが、交換工事のほか各校の校舎、屋内運動場、遊具などの修繕工事に要します経費でございます。

次に、4目小学校建設費でございます。

13節委託料でございます。築44年が経過した小学校校舎の耐力度調査の結果を受けてまして建物の健全化を把握できたことにより、今後児童数の増加も予測されることから吉岡小学校の今後の校舎の手法などの基本構想調査検討業務を行うものでございます。

続いて、3項中学校費1目学校管理費につきましては、中学校2校の施設維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用の備品等購入に要する経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医7名（内科・耳鼻科・眼科・歯科）、薬剤師2名の報酬でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員、各中学校の環境整備の作業員、児童館巡視員等の賃金でございます。

8節報償費のうち、賞賜金につきましては運動会の賞品及び卒業生への記念品などでございます。

9節旅費につきましては、職員の旅費でございます。

11節需用費の主なものとしましては、一般消耗品、中学校2校の施設維持管理に要する燃料費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設備品等の修繕でございます。

77ページをごらんください。

12節役務費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、各種検査手数料及び火災保険料、賠償保険等の経費についての計上でございます。

13節委託料につきましては、生徒及び教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行、除雪の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、主なものとしましてスクールバスの回転場にかかわります土地借上料及び中体連、駅伝大会スクールバス代替タクシーなどの生徒輸送にかかわります車借上料でございます。

18節備品購入費の学校用備品につきましては、中学校2校にかかわります学校管理用備品の計上でございます。

19節負担金補助及び交付金についてでございます。負担金としまして、黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会等の負担金、及び日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下におけます生徒の災害共済負担金の計上でございます。補助金としましては、中総体東北大会参加事業費補助金の計上でございます。

次に、2目教育振興費につきましては、教材備品の整備に要します経費、魅力ある学校図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等にかかります経費でございます。

7節賃金につきましては、学校図書支援員2名及び学習支援員3名の配置に要します賃金でございます。

11節需用費につきましては、ICT機器関連分を含む教材の消耗品代でございます。修繕料につきましては、パソコンの修繕料でございます。

12節役務費につきましては、電話料及び不用試薬廃棄手数料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の生徒輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費について計上いたしております。

78ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金につきましては、交付金としまして学校・地域共学推進事業として各学校へ交付を行っておるものでございます。行うものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対し援助費及び特別支援学級生徒に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費につきましては、中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上でございます。

11節需用費の主なものとしましては、消耗品としての砂、砕石、消火器の更新費用。修繕料としては大和中家庭科室ガス湯沸かし器交換、小破修繕等でございます。

12節役務費につきましては、不用物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、FF暖房機、小荷物専用昇降機、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AED借上料でございます。15節工事請負費につきましては、大和中中学校階段室ほか腰壁改修工事、同じく大和中中学校校舎屋上防水ほか改修に要します工事費になります。

次に、4目中学校建設費につきましては、15節工事請負費になります。宮床中学校校庭拡張整備に伴います工事請負費でございます。

18節備品購入費につきましては、宮床中学校南校舎大規模改修事業の関連に要する普通教室・特別教室の学校用備品でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

続きまして、4項社会教育総務費1目社会教育総務費につきましては、生涯学習推進のための生涯学習まつり、文化講演会、家庭教育、青少年教育、成人教育、学校教育、地域活動支援「志」育成研修会等の各種事業並びに施設管理を行うものでございます。

79ページをお願いいたします。

1節報酬につきましては、社会教育委員13名分の報酬でございます。

8節報償費につきましては、文化講演会講師、協働教育本部事業に伴う謝金、原阿佐緒賞の選考委員の謝金でございます。賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞のブロンズ、少年の部の図書券でございます。

9節旅費につきましては、社会教育委員や家庭教育サポーターによる視察研修等の費用弁償、特別旅費につきましては、家庭教育や青少年活動事業で今年度新たに行う「志」育成研修などの旅費、そして原阿佐緒賞選考委員旅費でございます。

11節需用費につきましては、各種教室の消耗品が主なものでございます。食糧費につきましては、「志」育成研修などの食事代でございます。印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種教室の活動記録の印刷代でございます。修繕料につきましては、原阿佐緒記念館の外壁、建具の修繕でございます。

12節役務費につきましては、まほろば大学各種講座の連絡通信費、原阿佐緒賞短歌募集のための全国月刊誌「短歌」に掲載します広告料でございます。手数料につきましては、「志」育成研修会の代行手数料でございます。火災保険料につきましては、社会教育施設の火災保険料、各事業の講師及び参加者の傷害保険料でございます。

13節委託料につきましては、原阿佐緒記念館ほか3施設に係る指定管理者、宮床歴史の村保存会への委託料、吉岡東官衙史跡公園の管理委託料、民俗談話室巡視清掃委託料でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、民俗談話室敷地の土地借り上げ、親子ふれあいキャンプ会場借り上げ、協働教育での農業用機械借り上げ、大和っ子未来塾親子ふれあいキャンプ並びに「志」育成研修等の車借上料でございます。

80ページをお願いいたします。

大和っ子未来塾親子ふれあいキャンプの有料道路通行料、「志」研修時の施設入場料、親子キャンプ時の野外用品の備品借上料でございます。

15節工事請負費でございますが、民俗談話室屋根修繕工事費でございます。

19節負担金補助金及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合、郡町村社会教育委員連絡協議会、みやぎ県民会議の負担金、そして今年度よりジュニアリーダー育成家庭教育事業等の事業参加費についても負担金で支払うものでございます。補助金につきましては、PTA連合会、町民会議、ジュニアリーダー連絡協議会、子ども会育成連合会への補助金でございます。

2目公民館費でございますが、公民館総務費、青少年、成人、女性、高齢者までの教育事業、芸術文化推進事業、図書室運営事業に係る経費でございます。

1節報酬につきましては、公民館分館長41名分及び嘱託公民館の館長の報酬でございます。

81ページに移ります。

7節賃金につきましては、図書室のパート職員4名の賃金でございます。

8節報償費でございますが、報償金といたしましては分館長研修会、ふるさと体感隊、食彩料理教室等の各教室での講師謝金、書き初め大会の審査員謝礼でございます。賞賜金につきましては、書き初め大会の参加の記念品でございます。

9節旅費でございますが、分館長会議等の費用弁償でございます。

11節の需用費の主なものにつきましては、一般事務消耗品のほか各種教室と講座の材料費、資料の印刷代、公用車の車検整備代でございます。

12節役務費につきましては、電話料、通信用はがき代でございます。保険料につきましては、公民館総合補償保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民文化祭で音響・照明業務委託でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、図書管理システムのソフト借上料及びリース料、お達者クラブ移動研修及び大会の車借り上げなどがございます。

19節負担金につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会全国公民館大会に対する負担金でございます。補助金につきましては連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会への補助金でございます。

27節公課費につきましては、重量税でございます。

82ページをお願いいたします。

次に、3目文化財保護費でございます。文化財保護普及と文化財の調査事業を行っ

ております。

1 節報酬につきましては、文化財保護委員 5 名分の報酬でございます。

7 節賃金につきましては、作業員、嘱託職員の賃金でございます。

8 節報償費につきましては、郷土史講座と文化財めぐりの講師謝金でございます。

9 節旅費につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、郷土史講座及び文化財めぐりの際の消耗品でございます。修繕費につきましては、小破修繕料でございます。

12 節役務費につきましては、携帯電話使用料及び郷土史講座及び文化財めぐりなどの案内用はがき代でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、発掘調査に係るバックホーのダンプカー等の重機の借上料及び郷土史講座の講師送迎、文化財めぐりのバス借上料でございます。

19 節負担金補助及び交付金でございますが、全国民俗芸能保存振興市町村連盟への負担金及び町内文化財等保存会への補助金でございます。

次に、4 目まほろばホール管理費でございます。

1 節報酬につきましては、まほろばホール運営委員会委員 10 名の報酬でございます。

7 節賃金につきましては、窓口業務補助員 2 名の賃金でございます。

9 節旅費につきましては、まほろばホール運営委員の費用弁償でございます。

11 節需用費は、消耗品、冷暖房料、電気料、上下水道料などの光熱水費、冷房用の燃料。修繕料につきましては、駐車場一部舗装修繕、その他小破修繕でございます。

83 ページに移ります。

12 節役務費は、電話料、郵便料などの通信運搬費と建物の火災保険料が主なものでございます。

13 節委託料につきましては、舞台設備操作作業費、総合管理等の業務、電気及び各種保守点検等の委託料でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、電話システムリースなどがございます。

15 節工事請負費につきましては、消防設備の感知器、受信機、大ホールのスピーカー、各種ポンプの更新工事でございます。

19 節負担金につきましては、黒川地区の危険物安全協会、防火管理協会並びに公立文化施設協議会への負担金でございます。補助金につきましては、町文化振興協会への補助金となっております。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

続いて、5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に係ります経費について計上しております。

7節賃金につきましては、体育館巡視員等の賃金でございます。

11節需用費の主なものとしまして、消耗品としての碎石、消火器の更新に要するもの、ほかに施設の電気・水道料等。修繕につきましては、落合ふれあいセンター国旗掲揚塔塗裝修繕のほか小破修繕等でございます。

12節役務費につきましては、飲料水検査及び火災保険料、施設賠償保険料でございます。

13節委託料につきましては、業務員の業務委託3名分、校庭管理の業務委託、設備の保守点検、警備委託及び除雪業務の委託等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AED借上料、テレビ受診料、清掃用具借上代とございます。

84ページをお開き願います。

15節工事請負費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンター屋根塗装工事、落合教育ふれあいセンター駐車場入り口舗裝修繕工事を行うものでございます。

18節備品購入費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンター中低木剪定用トリーマ一台、消毒用噴霧器を購入するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川防火管理協議会への負担金でございます。

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎施設の管理運営に要する経費について計上しております。

11節需用費の主なものとしまして、清掃用消耗品代、施設の電気・水道料などがございます。

12節役務費につきましては、火災保険料などがございます。

13節委託料につきましては、清掃及び管理の委託料の計上でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

よろしく申し上げます。

5項保健体育費1目保健体育総務費についてでございます。ここは、スポーツ審議会や推進委員会、スポーツ賞の顕彰及びスポーツ支援奨励、そして体育施設等の管理を行っております。

1節報酬につきましては、スポーツ推進審議会委員の5名分の報酬並びにスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。

8節の賞賜金につきましては、全国大会などに出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。

9節旅費につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員の費用弁償並びに東北スポーツ推進委員研修会の特別旅費でございます。

11節需用費につきましては、一般事務用品が主なものでございます。修繕費につきましては、公用車の修繕費でございます。

12節役務費につきましては、建物火災共済保険、自動車損害保険料でございます。

85ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、指定管理者ミズノスポーツ株式会社への委託料と、昨年より実施しております大和町スポーツフェアの業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー大会への参加者の車借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、総合体育館照明設備制御盤改修工事、ダイナヒルズ運動公園の北側フェンスの改修工事費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県スポーツ推進委員協議会負担金及びことし5月13日・5月14日の2日間にわたり全日本自転車競技選手権が大和町の自転車競技場で開催されるため、大和町・宮城県スポーツ振興財団でそれぞれ一部を負担するものです。また、体育協会、スポーツ少年団への補助金でございます。

次に、2目の広場管理費でございます。宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場の管理を行うものでございます。

11節需用費につきましては、運動広場の敷砂利及び電気・水道料の光熱費であります。修繕につきましては、三ヶ内レクリエーション広場の桜のテングス病の剪定でございます。

12節役務費につきましては、水道の開栓手数料4カ所分でございます。

13節委託料につきましては、各広場の維持管理を引き続き各地区に委託するものでございます。

15節の工事請負費につきましては、玉ヶ池レクリエーション広場のトイレが老朽化のため撤去するものでございます。

次に、3目の自転車競技場管理費。

13節の委託料につきましては、宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理をするものでございますが、指定管理者でありますミズノスポーツ株式会社のほうに管理業務委託をするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

続きまして、4目学校給食センター費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、学校給食運営審議会開催に伴います委員の報酬及び費用弁償でございます。

7節賃金につきましては、給食センターの業務員賃金などでございます。

86ページをお願いいたします。

11節需用費の主なものにつきましては、消耗品として給食用食器の更新のための購入費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、光熱水費及び施設設備、厨房機器の修繕費、児童・生徒衛生管理用消耗品代及び学校給食の賄材料費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料、学校給食費の振替手数料、火災保険料、自動車損害保険料などでございます。

13節委託料につきましては、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設設備の維持管理、点検などの委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機、牛乳保冷庫、食材保管用冷蔵庫、食器洗浄機並びに清掃用具、昇降式消毒保管庫、スチームコンベクション、食器消毒保管器など借り上げの費用を計上しております。

18節備品購入費につきましては、学校用運搬車、配膳台及び保温食缶などの購入に要します経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国学校栄養士協議会県支部ほか5団体への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

次に、10款1項1目農業用施設災害復旧費並びに次のページになりますけれども、10款2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、科目の設定でございます。

また、その次の台風18号豪雨災害復旧費につきましては、事業が完了してるものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

続きまして、11款公債費でございます。28年度末公債費残高といたしましては、一般会計で60億4,169万3,000円と推測される町債の残高でございますが、11の区分から借り入れをいたしておるところでございます。その借り入れに要します平成29年度分の元金償還並びに利子の償還の見込み額を計上いたしましたものでございます。

なお、この科目の部分で歳出予算総額を100万単位で調整するために若干の端数の整理を、この科目の中で調整をさせていただいておりますことを、つけ加えさせていただきます。

以上が、11款でございます。

最後、12款でございます。予備費につきましては、地方自治法217条の規定によりまして例年どおり1,000万円の計上といたしたところでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

それでは、大和町一般会計予算の説明が終わりましたので、本日はここで説明を終

わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

再開は、あした3月2日の午前10時です。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時15分 延 会